

1 下水道法（昭和33年法律第79号）

最終改正：令和3年5月10日 法律第31号

（この法律の目的）

第1条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- 二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。
- 三 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの
 - ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの
- 四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの
 - ロ 公共下水道（終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。

六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するため下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。

八 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。

九 浸水被害 排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設に当該雨水を排除できないこと又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できることによる浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

(管理)

第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(事業計画の策定)

第4条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

以下省略

(供用開始の公示等)

第9条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と読み替えるものとする。

(排水設備の設置等)

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

- 一 建築物の敷地である土地にあっては、当該建築物の所有者
 - 二 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあっては、当該土地の所有者
 - 三 道路（道路法（昭和27年法律第180号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあっては、当該公共施設を管理すべき者
- 2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第3号の土地にあっては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。
- 3 第1項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

(排水に関する受忍義務等)

第11条 前条第1項の規定により排水設備を設置しなければならぬ者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとつて最も損害の少い場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

- 2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。
- 3 第1項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第2項の規定により当該排水設備の維持をしなければならぬ者は、当該排水設備の設置、改築若

しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができます。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

- 4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(使用の開始等の届出)

第11条の2 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設（以下単に「特定施設」という。）の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(水洗便所への改造義務等)

第11条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

- 2 建築基準法第31条第1項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 4 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。
- 5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。

- 6 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

(除害施設の設置等)

第12条 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

- 2 前項の条例は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第12条の2 特定施設（政令で定めるものを除く。第12条の12、第18条の2及び第39条の2を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第12条の5、第12条の9、第12条の11第1項及び第37条の2において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

- 2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）の水質を第8条（第25条の30において準用する場合を含む。第4項（第12条の11第2項において準用する場合を含む。）及び第13条第1項において同じ。）の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

- 3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

- 4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

- 5 第3項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。
- 6 第1項及び前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となつた日から6月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、1年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第1項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

（事故時の措置）

第12条の9 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続く当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

- 2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

（除害施設の設置等）

第12条の11 公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水（第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

- 一 その水質が第12条の2第2項の政令で定める物質に関し政令で定める基準に適合しない下水
 - 二 その水質（第12条の2第2項の政令で定める物質に係るもの）を除く。が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水
- 2 第12条の2第4項の規定は、前項の条例について準用する。

(排水設備等の検査)

第13条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

第16条 公共下水道管理者以外の者は、前二条の規定による場合のほか、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。

(損傷負担金)

第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

(工事負担金)

第19条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となつたときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

- 2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。
 - 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 - 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
- 3 公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいて了費用の負担を勘案して定めなければならない。

（行為の制限等）

第24条 次に掲げる行為（政令で定める軽微な行為を除く。）をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

- 一 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること（第10条第1項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。）。
 - 二 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。
 - 三 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること（第10条第1項の規定により排水設備を設ける場合を除く。）。
- 2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。
- 3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、次に掲げる場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。
- 一 排水施設を固着して設けるとき。
 - 二 あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設けるとき。
 - 三 次に掲げる物件その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は当該部分を横断し、若しくは縦断して設けるとき。
 - イ 同意水防計画で定める水防管理者（水防法第2条第3項に規定する水防管理者をいう。）又は量水標管理者（同法第10条第3項に規定する量水標管理者をいう。）が設置する量水標等（同法第2条第7項に規定する量水標等をいう。）
 - ロ 国、地方公共団体、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線

ハ 国、地方公共団体、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第3項に規定する熱供給事業者その他政令で定める者が設置する下水を熱源とする熱を利用するための熱交換器

（条例で規定する事項）

第25条 この法律又はこの法律に基く命令で定めるものほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

（排水設備の技術上の基準に関する特例）

第25条の2 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域（排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによつては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。以下同じ。）において浸水被害の防止を図るために排水設備（雨水を排除するためのものに限る。）が、第10条第3項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

（公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等）

第38条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

- 一 この法律（第11条の3第1項及び第12条の9第1項（第25条の30第1項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）又はこの法律に基く命令若しくは条例の規定に違反している者
 - 二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
 - 三 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者
- 以下省略

（罰則）

第44条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、5年以

下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 みだりに公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を操作し、よつて下水の排除を妨害した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 第12条の5（第25条の30第1項において準用する場合を含む。）若しくは第37条の2の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第38条第1項若しくは第2項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第46条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条の2第1項又は第5項（第25条の30第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反したとき
 - 二 第12条の9第2項（第25条の30第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき
- 2 過失により前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

第47条 第32条第7項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条の2 第12条の3第1項又は第12条の4（第25条の30第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、当該違反行為をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第48条 第11条の3第3項又は第4項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第49条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第11条の2又は第12条の3第2項若しくは第3項（第25条の30第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

二～三 省略

- 四 第13条第1項（第25条の30第1項において準用する場合を含む。）の規定によ

る検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき

五 省略

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第45条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）

最終改正：令和3年7月14日 政令第205号

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第8条 法第10条第3項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- 二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- 五 管渠のこう配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。
- 六 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。
- 七 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。)を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
- 八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
 - イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
 - ロ 下水の流路の方向又はこう配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
 - ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
- 九 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、

密閉することができるふた) を設けること。

十 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあっては深さが 15 センチメートル以上のどろためを、その他のますにあってはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

3 下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号）

最終改正：令和 3 年 7 月 14 日 国土交通省令第 48 号

（公共下水道の供用開始の公示事項）

第 5 条 法第 9 条第 1 項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 供用を開始しようとする排水施設の位置
- 二 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

4 東京都下水道条例（昭和 34 年東京都条例第 89 号）

最終改正：令和 3 年 12 月 22 日 東京都条例第 113 号

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 東京都（以下「都」という。）の特別区の存する区域に設置する公共下水道の管理及び使用については、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）その他法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下水 法第 2 条第 1 号に規定する下水をいう。
- 二 汚水 法第 2 条第 1 号に規定する汚水をいう。
- 三 公共下水道 法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道をいう。
- 四 排水設備 法第 10 条第 1 項に規定する排水設備をいう。

- 五 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- 六 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- 七 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施設（下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条の2に定めるものを除く。）をいう。
- 八 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- 九 水道水 東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号。以下「給水条例」という。）の規定に基づき、都が給水する水道水をいう。

第2章 排水設備の設置等

（排水設備の接続方法等）

- 第3条** 排水設備の新設、増設または改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 一 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道のますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、または同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条において「公共ます等」という。）に固着させること。
 - 二 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあっては公共ます等で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあっては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
 - 三 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、またはその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で東京都下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるものによること。
 - 四 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる内径の排水管に相当する流下能力のあるものとすること。
ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル（こう配100分の3以上）とすることができる。

排水人口（単位 人）	排水管の内径（単位 ミリメートル）
150未満	100（こう配100分の2以上）
150以上300未満	125（同100分の1.7以上）
300以上500未満	150（同100分の1.5以上）
500以上	180以上（同100分の1.3以上）

- 五 雨水または雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径は、管理者が特別な理由がある

と認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる内径の排水管に相当する流下能力のあるものとすること。ただし、一の敷地から排除される雨水または雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル（こう配100分の3以上）とすることができます。

排水面積（単位 平方メートル）	排水管の内径（単位 ミリメートル）
200未満	100 （こう配 100分の2以上）
200以上400未満	125 （ 同 100分の1.7以上）
400以上600未満	150 （ 同 100分の1.5以上）
600以上1,000未満	180 （ 同 100分の1.3以上）
1,000以上1,500未満	200 （ 同 100分の1.2以上）
1,500以上	230以上 （ 同 100分の1以上）

（届出）

第4条 排水設備の新設等をしようとする者は、あらかじめ、管理者の定めるところにより、その計画を管理者に届け出なければならない。

2 除害施設の新設等又は使用の方法の変更をしようとする者は、あらかじめ、管理者の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 工場又は事業場の概要
- 四 除害施設の構造及び使用の方法

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第1号から第3号までに掲げる事項を変更したとき、又は除害施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、管理者の定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

（管理者の指示等）

第5条 管理者は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る排水設備が、その設置又は構造に関して、法令又はこの条例で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から7日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る排水設備の設置又は構造の変更を指示することができる。

2 管理者は、前条第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る除害施設から第11条又は第11条の2の規定により排除を制限される下水を継続して公共下水道に排出すると認めるときは、当該届出を受理した日から60日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る除害施設の構造又は使用の方法の変更を指示することができる。

きる。

- 3 前条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出が受理された日から排水設備にあっては7日、除害施設にあっては60日を経過した後でなければ、当該届出に係る排水設備の新設等又は除害施設の新設等若しくは使用の方法の変更をしてはならない。ただし、管理者は、当該届出の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができる。

(承継)

第6条 第4条第2項の規定による届出をした者から当該届出に係る除害施設の所有権又は使用の権利を承継取得した者は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により第4条第2項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、管理者の定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(東京都指定排水設備工事事業者)

第7条 排水設備の新設等の工事は、管理者の指定を受けた者（以下「東京都指定排水設備工事事業者」という。）でなければ施行してはならない。

(指定の申請)

第7条の2 前条の指定を受けようとする者は、指定の申請をしなければならない。

- 2 前条の指定の有効期間は、指定を受けた日から4年を経過する日の属する年度の末日までとする。
- 3 東京都指定排水設備工事事業者は、指定の有効期間満了に際し引き続き指定を受けようとするときは、指定の更新を申請しなければならない。

(指定の基準)

第7条の3 管理者は、前条第1項の規定により指定の申請をした者が次に掲げる要件を満たしているときは、東京都指定排水設備工事事業者として指定するものとする。

- 一 都の区域内に事業所があること。
- 二 第7条の7に規定する専任の排水設備工事責任技術者を、事業所ごとに1名以上置くこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、管理者は、前条第1項の規定により指定の申請をした者（法人にあっては、その代表者）が次の各号のいずれかに該当するときは、東京都指定排水設備工事事業者の指定をしてはならない。
- 一 精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要

- な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 第4条第1項の規定による届出がなされていない排水設備の新設等の工事を施行した者であって、当該事実のあったときから2年を経過しないもの
- 四 第7条の6の規定により指定を取り消されてから2年を経過しない者
- 五 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(指定事業者証の交付)

- 第7条の4** 管理者は、東京都指定排水設備工事事業者の指定をしたときは、東京都指定排水設備工事事業者証（以下「指定事業者証」という。）を交付する。
- 2 東京都指定排水設備工事事業者は、指定事業者証をき損し、又は紛失したときは、管理者に再交付の申請をしなければならない。

(東京都指定排水設備工事事業者の義務)

- 第7条の5** 東京都指定排水設備工事事業者は、下水道に関する法令及びこの条例その他管理者が定めるところに従い、排水設備の新設等の工事の施行に当たらなければならない。

(指定の取消し等)

- 第7条の6** 管理者は、東京都指定排水設備工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月を超えない範囲内において指定の効力を停止し、又は指定を取り消すことができる。
- 一 第4条第1項の規定による届出がなされていない排水設備の新設等の工事を施行したとき。
 - 二 偽りその他不正な手段により、第7条の指定を受けたとき。
 - 三 第7条の3第1項に規定する指定の要件を欠くに至ったとき。
 - 四 第7条の3第2項第1号又は第2号に該当するに至ったとき。
 - 五 法人の代表者が前号に該当するとき。
 - 六 その施行する排水設備の新設等の工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(排水設備工事責任技術者)

- 第7条の7** 排水設備の新設等の工事に関する技術上の管理は、管理者の登録を受けた者（以下「排水設備工事責任技術者」という。）でなければ行ってはならない。

(登録の申請等)

- 第7条の8** 前条の登録を受けようとする者は、登録の申請をしなければならない。
- 2 前条の登録の有効期間は、登録を受けた日から4年を経過する日の属する年度の末日までとする。
- 3 排水設備工事責任技術者は、登録の有効期間満了に際し引き続き登録を受けようとするときは、当該登録の有効期間が満了する日前1年以内に更新講習を修了し、登録の更新を申請しなければならない。
- 4 管理者は、第1項の規定により登録の申請をした者が排水設備工事責任技術者資格試験（以下「責任技術者資格試験」という。）に合格した者であるときは、排水設備工事責任技術者として登録するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、管理者は、第1項の規定により登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、排水設備工事責任技術者の登録をしてはならない。
- 一 精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - 二 第7条の3第2項第2号、第3号又は第5号に該当する者
 - 三 第7条の11の規定により前条の登録を取り消されてから2年を経過しない者

(責任技術者証の交付)

- 第7条の9** 管理者は、排水設備工事責任技術者の登録をしたときは、排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）を交付する。
- 2 排水設備工事責任技術者は、責任技術者証をき損し、又は紛失したときは、管理者に再交付の申請をしなければならない。

(排水設備工事責任技術者の義務)

- 第7条の10** 排水設備工事責任技術者は、下水道に関する法令及びこの条例その他管理者が定めるところに従い、排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の管理に当たらなければならない。

(登録の取消し等)

- 第7条の11** 管理者は、排水設備工事責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月を超えない範囲内において登録の効力を停止し、又は登録を取り消すことができる。
- 一 第7条の3第2項第2号又は第7条の8第5項第1号に該当するに至ったとき。
 - 二 前条の規定に違反する排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の管理をするおそれがあり、又は管理をしたとき。

三 偽りその他不正な手段により、第7条の7の登録を受けたとき。

(指定試験等機関の指定)

第7条の12 管理者は、その指定する者（以下「指定試験等機関」という。）に、責任技術者資格試験及び第7条の8第3項に規定する更新講習の実施に関する事務（以下「試験等事務」という。）を行わせることができる。

- 2 指定試験等機関の指定は、試験等事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 管理者は、第1項の規定により指定試験等機関の指定をしたときは、試験等事務を行わないこととする。

(指定試験等機関の指定の基準)

第7条の13 管理者は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第2項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第1項の規定による指定をしてはならない。

- 一 適正かつ確実に試験等事務を行うことができるものであること。
 - 二 試験等事務に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 2 管理者は、前条第2項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の規定による指定をしてはならない。
 - 一 一般社団法人又は一般財団法人以外のものであること。
 - 二 第7条の15第1号又は第2号に該当して指定を取り消されてから2年を経過しない者であること。

(指定試験等機関の義務)

第7条の14 指定試験等機関は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（第7条の12第1項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、管理者に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定試験等機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に、管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、適正な試験等事務を行わせるため必要があると認めるときは、指定試験等機関に対し、指示をすることができる。
- 4 指定試験等機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、試験等事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(指定試験等機関の指定の取消し等)

第7条の15 管理者は、指定試験等機関が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を

定めて試験等事務の全部若しくは一部を行うことを停止させ、又は指定を取り消すことができる。

- 一 第7条の13第1項各号又は第2項第1号に規定する要件に適合しなくなつたとき。
- 二 前条第3項に規定する指示に従わないとき。
- 三 天災その他管理者がやむを得ないと認める事由により試験等事務を行うことが困難となつたとき。

(水質管理責任者の選任等)

第7条の16 特定施設を設置して公共下水道を使用する者及び第11条又は第11条の2の規定により除害施設を設け、又は必要な措置をしている者（それぞれ管理者の定める者を除く。）は、法又はこの条例の規定により排除を制限される水質の下水を排除しないために必要な業務に従事する水質管理責任者を選任し、速やかに、管理者の定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。これを変更した場合も同様とする。

- 2 前項の水質管理責任者の業務、資格その他の必要な事項は、管理者が別に定める。

第3章 公共下水道の使用

(使用の開始等の届出)

第8条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、管理者の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

(し尿の排除の制限等)

第9条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によつてこれをしなければならない。

- 2 水洗便所は、便器内のし尿を公共下水道に排除し得るに足る水量を注流することができる構造としなければならない。
- 3 第4条第1項、第5条第1項及び第3項並びに第7条の規定は、水洗便所の新設等について準用する。

(特定事業場から排除される下水の水質基準)

第10条 法第12条の2第3項の規定による特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準は、別表第1の上欄に掲げる項目に関し、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

別表第1 (註: 第10条第1項にある上欄とは、下記表の左をいう。また、下欄とは右をいう。)

項目		水質の基準
1 水素イオン濃度		水素指数 5を超える 9未満
2 生物化学的酸素要求量		1リットルにつき 5日間に 600ミリグラム未満
3 浮遊物質量		1リットルにつき 600ミリグラム未満
4 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	1リットルにつき 5ミリグラム以下
	動植物油脂類含有量	1リットルにつき 30ミリグラム以下
5 硝素含有量		1リットルにつき 120ミリグラム未満
6 磷含有量		1リットルにつき 16ミリグラム未満

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道に排除される下水の水質の基準は、前項の規定にかかわらず、別表第2の上欄に掲げる項目に関し、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

別表第2 (註: 第10条第2項にある上欄とは、下記表の左をいう。また、下欄とは右をいう。)

項目		水質の基準
1 水素イオン濃度		水素指数 5.7を超える 8.7未満
2 生物化学的酸素要求量		1リットルにつき 5日間に 300ミリグラム未満
3 浮遊物質量		1リットルにつき 300ミリグラム未満

3 特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 別表第1 1の項から4の項までの上欄又は別表第2の上欄に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合において、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、当該下水についてそれぞれ各同表の下欄に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、その緩やかな排水基準

二 別表第1 5の項又は6の項の上欄に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合において、水質汚濁防止法の規定による環境省令又は同法第3条第3項の規定による条例により、それぞれ同表の下欄に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、その緩やかな排水基準

(除害施設の設置等)

第11条 法第12条第1項の規定による使用者は、別表第3の上欄に掲げる項目ごとに同

表の下欄に定める基準に適合しない水質の下水を継続して公共下水道に排出するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をし、それぞれ同表の下欄に定める基準に適合する水質の下水にして排出しなければならない。

別表第3 (註: 第11条にある上欄とは、下記表の左をいう。また、下欄とは右をいう。)

	項 目	水 質 の 基 準
1	温度	45度未満
2	水素イオン濃度	水素指数5を超える9未満
3	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1リットルにつき5ミリグラム以下
	動植物油脂類含有量	1リットルにつき30ミリグラム以下
4	沃素消費量	1リットルにつき220ミリグラム未満

備考 この表の3の項の規定は、1日当たりの下水の平均的な排出量が50立方メートル未満の使用者については、適用しない。

第11条の2 法第12条の11第1項の規定による使用者は、次の各号に掲げる物質又は項目に応じ、それぞれ当該各号に定める水質の基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排出してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道（終末処理場を設置しているものに限る。以下この条において同じ。）に排出するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をし、次の各号に掲げる物質又は項目に応じ、それぞれ当該各号に定める水質の基準に適合する下水にして排出しなければならない。

- 一 令第9条の4第1項各号（第34号を除く。）に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める水質の基準。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する水質の基準とする。
- 二 別表第4の上欄に掲げる項目 同表の下欄に定める水質の基準

別表第4 (註: 第11条の2第1項にある上欄とは、下記表の左をいう。また、下欄とは右をいう。)

	物 質 又 は 項 目	水 質 の 基 準
1	温度	45度未満
2	水素イオン濃度	水素指数5を超える9未満
3	生物化学的酸素要求量	1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
4	浮遊物質量	1リットルにつき600ミリグラム未満
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1リットルにつき5ミリグラム以下
	動植物油脂類含有量	1リットルにつき30ミリグラム以下
6	窒素含有量	1リットルにつき120ミリグラム未満
7	燐含有量	1リットルにつき16ミリグラム未満

- 2 前項の規定は、次に掲げる物質又は項目については、1日当たりの下水の平均的な排出量が50立方メートル未満の使用者には、適用しない。

- 一 令第9条の4第1項第28号、第31号及び第32号に掲げる物質
- 二 別表第4 3の項から7の項までに掲げる項目
- 3 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道に排除される下水の水質の基準は、第1項の規定にかかわらず、別表第5の上欄に掲げる項目に関し、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

別表第5 (註:第11条の2第3項にある上欄とは、下記表の左をいう。また、下欄とは右をいう。)

項目		水質の基準
1	温度	40度未満
2	水素イオン濃度	水素指数 5.7を超える 8.7未満
3	生物化学的酸素要求量	1リットルにつき5日間に 300ミリグラム未満
4	浮遊物質量	1リットルにつき 300ミリグラム未満

備考: この表の3の項及び4の項の規定は、1日当たりの下水の平均的な排出量が50立方メートル未満の施設については、適用しない。

(改善命令等)

第11条の3 管理者は、使用者が第11条又は前条第1項の規定に違反して下水を公共下水道に排除しているときは、法第38条第1項の規定に基づき、その者に対し、期限を定めて、当該下水の水質を改善することを命じ、又は当該下水の排除を一時停止することを命ずることができる。

(使用者の変更の届出等)

第12条 使用者が変わったときは、新たに使用者となつた者は、管理者の定めるところにより、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

2 給水条例第15条、第16条第2項第1号及び第22条第2項の規定は、第14条第3項の規定が適用されることとなつた使用者のうち給水条例第23条の4の規定が適用される者、第14条第4項の規定が適用されることとなつた使用者その他の排水設備を共用する使用者に準用する。

(料金の徴収)

第13条 都は、法第2条第8号に規定する処理区域内の公共下水道の使用について、使用者から料金を徴収する。

(料金)

第14条 料金の料率は、1月について次の表のとおりとする。

汚水の種別	排出量	料率
一般汚水	8立方メートル以下の分	560円
	8立方メートルを超える 20立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 110円
	20立方メートルを超える 30立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 140円
	30立方メートルを超える 50立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 170円
	50立方メートルを超える 100立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 200円
	100立方メートルを超える 200立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 230円
	200立方メートルを超える 500立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 270円
	500立方メートルを超える 1000立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 310円
	1000立方メートルを超える分	1立方メートルにつき 345円
浴場汚水	8立方メートル以下の分	280円
	8立方メートルを超える分	1立方メートルにつき 35円

- 備 考 1 一般汚水とは、浴場汚水以外の汚水で、公共下水道に排除するものをいう。
2 浴場汚水とは、公衆浴場営業（温泉、蒸しぶろその他の特殊な公衆浴場営業を除く。）の用に供した汚水で、公共下水道に排除するものをいう。

- 2 料金は、使用者ごとに、汚水の種別に応じて、前項の表を適用して得た額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。この場合において、同一の使用者が同一の敷地内から公共下水道に排除する汚水の種別が同一のときは、その汚水が、水道水による汚水であると、水道水以外の水による汚水であるとにかくわらず、その排出量を合算して前項の表を適用する。
- 3 水道水による汚水を公共下水道に排除する場合の料金の料率については、給水条例第23条の2、第23条の3及び第23条の5の規定による料金が適用された対象ごとに、前項の規定を適用する。
- 4 管理者は、共同住宅の各戸の使用者が、水道水以外の水による汚水を公共下水道に排除する場合であって、管理者の定める基準に適合している者について、特に必要があると認めたときの料金の料率については、その者の申請により、各戸ごとに第2項の規定を適用することができる。
- 5 公共下水道に排除する汚水でその処理に特別の費用を要するものについての料金は、第2項の規定により算定した料金の3倍の範囲内で管理者が定める。

(定例日)

第15条 管理者は、料金算定の基準日として、毎月の定例日を使用者ごとに定める。

(汚水排出量の認定日)

第15条の2 管理者は、使用者ごとに、1月又は2月の認定期間を定め、その期間ごとの定例日に汚水排出量を認定する。

2 管理者は、必要があると認めたときは、前項の定例日によらないことができる。

(料金の算定)

第15条の3 管理者は、前条の規定により認定した汚水排出量に基づき、毎月又は隔月の定例日に料金を算定する。

(汚水排出量の認定等)

第16条 水道水による汚水を排除して公共下水道を使用したときにおいては、水道の使用水量をもって汚水の排出量とみなす。

2 水道水以外の水による汚水を排除して公共下水道を使用したときにおいては、その水の使用の態様その他の事情を考慮して管理者が認定した使用水量をもって汚水の排出量とみなす。

3 管理者は、前項の認定をするため必要があると認めたときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。

4 使用者は、善良な管理者の注意をもって前項の装置を管理し、その装置を毀損し、または亡失したときは、都にその損害を賠償しなければならない。

(特殊営業に係る汚水排出量の認定等)

第17条 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、管理者の定めるところにより、その営業に伴い使用する水の量のうち公共下水道に排除されない水量を申告することができる。

2 管理者は、前項の申告内容を審査して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

(中途使用等の場合の料金)

第17条の2 月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は使用をやめた場合の料金は、1月分として算定する。ただし、使用日数が15日以内の場合においては、第14条第1項の表に定める排出量が8立方メートル以下の分の料率は、1月分の2分の1の額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 月の中途において第14条第1項の表に定める料率適用区分を異にすることとなつた場

合において、その適用日数に差があるときのその月分の料金は、適用すべき日数の多い料率適用区分に応じた料率によって算定し、その適用すべき日数が等しいときのその月分の料金は、新たに適用されることとなつた料率適用区分に応じた料率によって算定するものとする。

(使用の態様の変更の届出)

第17条の3 使用者は、第14条第1項の表に定める汚水の種別を変更したとき、水道水による汚水の排除に加え井戸水、ゆう出水、雨水等水道水以外の水による汚水を排除することとなつたとき、又は井戸の数に増減があったときその他管理者が定める使用の態様の変更が生じたときは、管理者の定めるところにより、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

(料金の徴収方法)

第18条 料金は、払込み、口座振替又は指定納付受託者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）による納付の方法により隔月に徴収する。ただし、管理者は、必要があると認めたときは、毎月徴収することができる。

(概算料金の前納)

第19条 土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めたときは、管理者は、2月分に相当する概算料金を前納させることができる。

2 前項の概算料金は、使用者が公共下水道の使用を廃止したときその他管理者が必要と認めたときに清算する。

(料金の減免)

第20条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、料金を減免することができる。

2 管理者は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する者であって、その者から申請があったときは、1月について第14条第1項の表に定める排出量8立方メートル以下の分に相当する料金を免除することができる。

- 一 生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶助を受ける者
- 二 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）により児童扶養手当の支給を受ける者
又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）により特別児童扶養手当の支給を受ける者

(資料の提出)

第21条 管理者は、料金を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

第4章 行為の許可等

(行為の許可)

第22条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときもまた同様とする。

- 一 施設または工作物その他の物件（以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図（縮尺3,000分の1以上）
- 二 物件の配置を表示した平面図（縮尺200分の1以上）
- 三 物件の断面を表示した図面（縮尺200分の1以上）
- 四 物件の構造の詳細を表示した図面（縮尺20分の1以上）

注 [申請書]=本条例施行規程第30条

(許可を要しない軽微な変更)

第23条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、またはその施設を損傷するおそれのない物件の同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設または工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(特別の必要による公共ます及び取付管の新設等)

第24条 都が使用者の特別の必要により公共下水道のます及び取付管の新設を行つたときは、当該使用者は、管理者の定めるところにより、その新設等に要した費用の全部または一部を負担しなければならない。

第5章 手数料

(手数料)

第24条の2 管理者が徴収する手数料は、次に掲げる申請又は申込みを行う者から、これを徴収する。

一	第7条の規定に基づく 東京都指定排水設備工事事業者の指定	1件につき 1万300円
二	第7条の2第3項の規定に基づく 東京都指定排水設備工事事業者の指定の更新	1件につき 5,100円
三	第7条の4第2項の規定に基づく 指定事業者証の再交付	1件につき 1,500円
四	第7条の7の規定に基づく 排水設備工事責任技術者の登録	1件につき 3,100円
五	第7条の8第3項の規定に基づく 排水設備工事責任技術者の登録の更新講習	1件につき 2,000円
六	第7条の8第3項の規定に基づく 排水設備工事責任技術者の登録の更新	1件につき 2,500円
七	第7条の8第4項の規定に基づく 責任技術者資格試験	1件につき 6,000円
八	第7条の9第2項の規定に基づく 責任技術者証の再交付	1件につき 1,600円

(指定試験等機関が行う試験等事務に係る手数料)

第24条の3 第7条の12第1項の規定により、指定試験等機関が行う責任技術者資格試験を受けようとする者は受験申込みの際前条第7号に規定する手数料を、指定試験等機関が行う更新講習を受けようとする者は受講申込みの際同条第5号に規定する手数料を、当該指定試験等機関に納付しなければならない。

2 前項の規定により指定試験等機関に納められた手数料は、当該指定試験等機関の収入とする。

(手数料の不還付)

第24条の4 既納の手数料については、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第6章 罰則

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- 一 第4条第1項、第2項若しくは第3項、第6条第2項、第8条、第12条第1項若しくは第2項又は第17条の3の規定による届出を怠った者
- 二 第5条第3項の規定に違反した者
- 三 第7条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を施行した者
- 四 第7条の14第4項の規定に違反した者
- 五 第9条第1項の規定に違反してし尿を排除した者
- 六 第16条第3項の規定による装置の取付けを拒否し、又は妨げた者
- 七 第21条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- 八 第4条第1項、第2項若しくは第3項、第6条第2項、第8条、第12条第1項若しくは第2項若しくは第17条の3の規定による届出書、第17条第1項の規定による申告書、第21条の規定による資料又は第22条の規定による申請書に係る書類に不実の記載をして提出した者

第26条 偽りその他不正な手段により料金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第27条 法人の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本条の過料を科する。

第7章 雜則

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、前3条に定めるものを除き、管理者が定める。

5 東京都下水道条例施行規程（昭和37年東京都下水道局管理規程第28号）

最終改正：令和3年12月22日 東京都下水道局管理規程第29号

（排水設備の固着箇所等）

第1条 東京都下水道条例（昭和34年12月東京都条例第89号。以下「条例」という。）

第3条第3号に規定する排水設備を公共ます等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

- 一 汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバート上流端の接続孔に、管底高にくいちがいの生じないよう、かつ、ますの内壁に突き出ないようさし入れ、その周囲をモルタルでうめ、内外面の上塗り仕上げをすること。
- 二 雨水のみを排除するための排水設備は、雨水ますの取付管の管底高以上の箇所に所要の孔をあけ、ますの内壁に突き出ないようさし入れ、その周囲をモルタルでうめ、内外面の上塗り仕上げをすること。
- 三 前二号によりがたい特別の事由があるときは、東京都下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指示をうけること。

（トラップの取付け等）

第2条 水洗便器、浴場、流し場等の汚水流出口には、トラップを取り付けなければならない。

- 2 トラップの封水がサイホン作用または逆圧によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けなければならない。

（ストレーナーの設置）

第3条 浴場、流し場等の汚水流出口には、固体物の流下をとめるに有効な目幅をもったストレーナーを設けなければならない。

（阻集器の設置）

第3条の2 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けなければならない。

- 2 前項の規定は、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第一（い）欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が2以下で、かつ、延べ面積が500平方メートル以下のものについては、適用しない。

（ディスポーザ排水処理システム）

第3条の3 ちゅうかい類を破碎して汚水とともに排除する排水設備(以下「ディスポーザ」という。)を設置するときは、破碎されたちゅうかい類を除去するための排水処理部とディスポーザが、配管等によって一体のシステムを構成するもの(以下「ディスポーザ排水処理システム」という。)でなければならない。

2 ディスポーザ排水処理システムについて必要な事項は、管理者が別に定める。

(排水管の土かぶり)

第4条 排水管の土かぶりは、公道内では75センチメートル以上、私道内では45センチメートル以上、宅地内では20センチメートル以上を標準としなければならない。

(ポンプ施設)

第5条 地下室その他下水の自然流下が充分でない場所における排水は、ポンプ施設を設けてしなければならない。

2 前項のポンプ施設は、下水が逆流しないような構造のものでなければならない。

(排水設備の新設等の届出)

第6条 条例第4条第1項に規定する届出は、別記第1号様式(甲)によらなければならぬ。ただし、届け出た計画を変更しようとするときは、別記第1号様式(乙)によらなければならぬ。

2 前項ただし書の規定による変更の届出をしなかった者のうち、その変更が排水設備の基本的変更以外のもので、かつ、公共下水道の維持管理に支障を及ぼすおそれのないものについて、当該変更部分の工事完了後7日以内にその旨を管理者に届け出たものは、条例第4条第1項に規定する届出をした者とみなす。

(※様式は、P27～P30に掲載しています。)

(除害施設の新設等の届出)

第6条の2 条例第4条第2項に規定する除害施設の新設等又は使用の方法の変更の届出は、別記第2号様式によらなければならない。

2 管理者は、前項に規定する届出を受理したときは、別記第2号様式の2による受理書を当該届出をした者に交付する。

(氏名等の変更の届出)

第6条の3 条例第4条第3項に規定する氏名等の変更の届出は、別記第2号様式の3によらなければならない。

2 条例第4条第3項に規定する除害施設の使用の廃止の届出は、別記第2号様式の4によ

らなければならない。

(承継の届出)

第6条の4 条例第6条第2項に規定する承継の届出は、別記第2号様式の5によらなければならない。

(完了の届出)

第7条 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第12条の3第1項又は法第12条の4に規定する届出をした者が特定施設の設置等又は構造等の変更を完了したとき、又は条例第4条第2項に規定する届出をした者が除害施設の新設等又は使用の方法の変更を完了したときは、別記第2号様式の6により、その完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出なければならない。

(水質管理責任者の選任届)

第7条の2 条例第7条の16第1項に規定する水質管理責任者の選任の届出は、別記第2号様式の7によらなければならない。

(水質管理責任者の選任の免除)

第7条の3 条例第7条の16第1項に規定する管理者の定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 特定施設を設置して公共下水道を使用する者で、法又は条例の規定により排除を制限される水質の下水を排除するおそれのない者
- 二 その他管理者の認める者

(水質管理責任者の業務及び資格)

第7条の4 条例第7条の16第2項に規定する水質管理責任者の業務及び資格は、それぞれ別表の上欄に掲げる事業場の区分に応じて、同表の中欄及び下欄に定めるとおりとする。

第8条から第25条の2まで 削除

(使用の開始等の届出)

第26条 条例第8条に規定する使用の開始等の届出、条例第12条第1項に規定する使用者の変更の届出及び条例第17条の3に規定する使用の態様の変更の届出は、別記第9号様式によらなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため使用する場合

その他公共下水道を一時使用する場合の使用開始又は再開の届出は、別記第9号様式の2によらなければならない。

- 3 条例第12条第2項に規定する管理人の選定等の届出及び条例第14条第4項の規定に基づく共同住宅扱いの申請は、別記第10号様式によらなければならない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、使用者が東京都の水道の使用者としてその使用に関し東京都水道事業管理者に前各項に規定する届出等に相当する届出をしたときは、その届出をもってこれらの届出等があったものとみなす。
- 5 前項の規定にかかわらず、排水設備を新設しようとする者が第6条第1項に規定する届出をしたときは、その届出をもって第1項に規定する使用開始の届出があつたものとみなす。

(使用の態様の変更の届出事項)

第26条の2 条例第17条の3に規定する管理者が定める使用の態様の変更は、次の各号に掲げるもののほか、料金の算定基礎に異動を生じさせる事項とする。

- 一 公共下水道に排除している汚水を水道水による汚水から水道水以外の水による汚水に変更したとき、又は水道水以外の水による汚水を水道水による汚水に変更したとき。
- 二 水道水以外の水による汚水の排除に加え水道水による汚水を排除することとなったとき。
- 三 揚水設備の数に増減があつたとき、又は動力式揚水設備を交換し若しくは当該設備の能力等を変更したとき。
- 四 第28条第1項第1号又は第3号に規定する世帯人口又は業態等を変更したとき。

(料金の徴収単位)

第26条の3 料金は、東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号）第14条の規定により設置した量水器若しくは条例第16条第3項の規定による使用水量を計測するための装置又は第28条第1項第5号に規定する量水器（以下この条において「計測装置」という。）ごとに汚水排出量を認定して徴収する。計測装置がない場合については、使用水量を認定する箇所ごとに汚水排出量を認定して徴収する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一の使用者が同一の敷地内から同一の種別の汚水を公共下水道に排除する場合の使用水量を2以上の計測装置により計量するときの料金は、その計測装置ごとに計量した使用水量を合算した汚水排出量を認定して徴収する。同一の使用者が同一の敷地内から同一の種別の汚水を公共下水道に排除する場合において、計測装置により使用水量を計量する箇所と計測装置によらないで使用水量を認定する箇所とがあるとき、及び計測装置によらないで使用水量を認定する箇所が2以上あるときも、同様とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、管理者が必要と認める場合の料金の徴収については、管理

者が別に定めるところによる。

第27条 削除

(認定期間)

第27条の2 次の各号の一に該当するものに係る認定期間は、1月とする。

一 東京都給水条例施行規程（昭和33年東京都水道局管理規程第1号。以下「給水条例施行規程」という。）第20条の8の規定により毎月検針扱いとされたもの

二 削除

三 その他管理者が特に必要があると認めたもの

2 前項各号に規定するもの以外のものに係る認定期間は、2月とする。

第27条の3 削除

(定例日によらない認定の方法)

第27条の4 条例第15条の2第2項の規定により定例日によらない汚水排出量を認定した場合は、定例日に認定したものとみなす。

(料金の端数処理)

第27条の5 条例第14条第2項に規定する料金の端数の切捨ては、使用者ごとに定めた認定期間ごとに行うものとする。

第27条の6 削除

(水道水以外の水の使用水量の認定)

第28条 条例第16条第2項に規定する水道水以外の水による汚水を排除して公共下水道を使用したときのその使用水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

一 動力式揚水設備がなく、かつ、家事にのみ使用されるものについては、世帯人口一人につき1月2立方メートルの量をもってその使用水量とみなす。

二 前号の場合において、水道水を併用しているときは前号の規定により算出した量の2分の1をもってその使用水量とみなす。

三 動力式揚水設備がなく、かつ、家事以外に使用されるもの並びに家事及び家事以外に使用されるものについては、世帯人口、業態、揚水設備、使用状況その他の事実を考慮して、その使用水量を認定する。

四 動力式揚水設備によるものについては、条例第16条第3項に規定する計測のための

装置によるものほか、必要に応じ前号に定める世帯人口その他の事実を考慮してその使用水量を認定する。

五 前号の場合において、管理者が必要と認めるときは、使用者が設置している量水器の指示値によりその使用水量を認定する。

六 私設量水器は、計量法(平成4年法律第51号)第72条第2項に規定する特定計量器であつて、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。ただし、当該特定計量器の設置が困難な場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。

ア 計量法第72条第1項の検定証印又は同法第96条第1項の表示(以下この号において「検定証印等」という。)が付されていること。

イ 検定証印等の有効期間内であること。

七 私設量水器の指示値による使用水量の認定を受ける場合の当該私設量水器の使用開始、変更及び廃止の届出は、別記第12号様式によらなければならない。

八 前各号に定める場合のほか、管理者が他の方法によって使用水量が明らかであると認めるときは、その水量をもってその使用水量とみなす。

2 私設量水器を設置している使用者が、当該量水器を修理・交換し、又は当該私設量水器の異状を発見したときは、その旨を直ちに管理者に届け出なければならない。

3 条例第16条第3項に規定する計測のための装置は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

- 一 動力式揚水設備の稼働時間数を表示し、かつ、積算することができる計器
- 二 給水設備に設置し、使用水量を計量することができる量水器

(減量認定の申請)

第29条 条例第17条第1項に規定する営業に伴い使用する水の量のうち公共下水道に排出されない水量(以下「減水量」という。)の申告を行おうとする者は、あらかじめ、別記第7号様式に減水量を明らかにする書類を添付して申請し、認定を受けなければならない。

2 前項の申請を行う場合は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

一 減水量として申告する水の量が、製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量であること。

二 減水量が第29条の3に規定する基準を満たす見込みがあること。

三 減水量を、使用者が設置している量水器その他管理者が適當と認める量水器による計算その他の方法により明らかにできること。

3 前項第3号の量水器については、前条第1項第6号の規定を準用する。この場合において、同号中「私設量水器」とあるのは、「第29条第2項第3号の量水器」と読み替えるものとする。

4 管理者は、第1項に規定する申請を受けたときは、申請内容を審査し、その結果を当該

申請者に通知するものとする。

(減水量の申告)

第29条の2 減水量の申告は、汚水排出量の認定期間ごとに行うものとし、別記第7号様式の2により当該汚水排出量の認定期間の末日から起算して3日以内に行わなければならぬ。

- 2 前項の申告書に記載する減水量は、前条の規定により認定を受けた量水器による計算その他の方法により明らかにしたものでなければならない。
- 3 前条第1項の申請内容に変更が生じたとき又は第1項の規定による申告を終了するときは、遅滞なく別記第7号様式の3によりその旨を届け出なければならない。
- 4 減水量の申告ができる期間は、前条第1項の認定を受けた日から起算して5年を経過する日までとする。
- 5 前項の期間の経過後も継続して減水量の申告を行おうとする者は、改めて前条第1項の申請をしなければならない。

(申告に係る基準)

第29条の3 条例第17条第1項に規定するその営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものとは、1月当たりの減水量が1月当たりのその営業に伴い使用する水の量(以下「総使用水量」という。)の10パーセント以上を占めるものとする。ただし、1月当たりの総使用水量が1000立方メートルを超えるものにあっては、1月当たりの減水量が100立方メートル以上のものとする。

(料金の免除)

第29条の4 条例第20条第2項の規定により料金を免除する使用者は、条例第14条第1項の料率の適用を受けているものとする。

- 2 前項に規定する使用者が料金の免除を受けようとする場合の申請は、別記第11号様式によらなければならない。ただし、その者が東京都水道事業管理者に給水条例施行規程第22条の2に規定する基本料金等免除申請書を提出したときは、その提出をもって別記第11号様式の申請書の提出があつたものとみなす。

(公衆浴場営業)

第29条の5 条例第14条第1項にいう公衆浴場営業とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場のうち、同法第2条第3項の規定に基づき定められた普通公衆浴場であつて、公衆の利用に供するため業として経営するものをいう。

- 2 前項に規定する公衆浴場営業において、公衆浴場営業の用(営業主の家事の用を含む。

以下同じ。) 及びそれ以外の用に供した汚水を公共下水道に排除する場合は、公衆浴場営業の用とその他の用とに区分して汚水排出量を認定する。

(共同住宅扱いの適用基準)

第29条の6 条例第14条第4項に規定する管理者の定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 水道水以外の水を専ら家事の用に供して生じた汚水を公共下水道に排除するものであること。
 - 二 各戸ごとに、条例第16条第3項に規定する計画のための装置又は第28条第1項第5号に規定する量水器が設置されていないこと。
- 2 条例第14条第4項に規定する共同住宅において一室(一居住区画をいう。以下同じ。)に2世帯以上居住するものであっても一室をもって一戸とみなす。

(行為の許可の申請)

第30条 条例第22条に規定する申請書は、別記第8号様式によらなければならない。

(事務の委任)

第31条 管理者の所掌に係る次の各号に掲げる事務は、東京都下水道局分課規程(昭和37年東京都下水道局管理規程第1号)第5条に定める事業機関のうちの下水道事務所の長に委任する。

- 一 法第12条の5に規定する計画の変更又は廃止の命令に関する事務及び法第12条の6第2項に規定する実施の制限期間の短縮に関する事務
- 二 条例第5条に規定する管理者の指示等に関する事務
- 三 下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)第11条に規定する受理書及びこの規程第6条の2に規定する受理書の交付に関する事務
- 四 法第16条に規定する公共下水道の施設に関する工事及び公共下水道の施設の維持に関する事務(法第38条に基づく監督処分等を除く。)。ただし、局長が別に指定するものを除く。
- 五 都市計画法(昭和43年法律第100号)第32条に規定する開発行為に關係がある公共施設管理者の同意及び開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者の協議に関する事務。ただし、局長が別に指定するものを除く。

(補則)

第32条 この規程の施行に関し必要な事項は、局長が別に定める。

6 東京都指定排水設備工事事業者規程（平成13年下水道局管理規程第4号）

最終改正：令和3年3月30日 東京都下水道局管理規程第5号

（目的）

第1条 この規程は、東京都下水道条例(昭和34年東京都条例第89号。以下「条例」という。)第7条に規定する東京都指定排水設備工事事業者及び条例第7条の7に規定する排水設備工事責任技術者等について必要な事項を定め、もって排水設備の新設等の工事の適正な施行を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（業務処理の原則）

第3条 東京都指定排水設備工事事業者及び排水設備工事責任技術者は、関係法令に基づいて適正かつ誠実にその業務を行うとともに、災害等の緊急時においても排水設備の復旧に対応するよう努める。

（指定の申請）

第4条 条例第7条の2第1項の規定による指定の申請は、別記第1号様式による申請書を管理者に提出することにより行うものとする。

2 条例第7条の2第3項の規定による指定の更新の申請は、別記第2号様式による申請書を管理者に提出することにより行うものとする。

3 前2項の申請書には、第1号から第3号までに掲げる書類を添付し、申請の際、第4号に掲げる書類を提示しなければならない。

- 一 法人にあっては、商業登記事項証明書
- 二 事業所の建物登記事項証明書又は建物賃貸借契約書の写し
- 三 専任の排水設備工事責任技術者の雇用関係等を証明する書類
- 四 専任の排水設備工事責任技術者の責任技術者証

4 管理者は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる書類以外の書類の提出又は提示を求めることができる。

（指定事業者証）

第5条 条例第7条の4第1項に規定する指定事業者証は、事業所内の見やすいところに掲げるものとする。

2 東京都指定排水設備工事事業者は、指定事業者証を他人に譲渡し、又は貸与してはなら

ない。

- 3 条例第7条の4第2項の規定による指定事業者証の再交付の申請は、別記第3号様式による申請書を管理者に提出することにより行うものとする。
- 4 前項の申請書には、前条第3項第1号及び第2号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 5 東京都指定排水設備工事事業者は、条例第7条の6の規定により指定の効力を停止され、又は指定を取り消されたときは、管理者に指定事業者証を提出しなければならない。

(東京都指定排水設備工事事業者の届出)

- 第6条** 東京都指定排水設備工事事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、当該変更のあった日から30日以内に管理者に届け出なければならない。
- 一 事業所の商号、名称又は所在地
 - 二 代表者の氏名
 - 三 住居表示又は電話番号
 - 四 専任の排水設備工事責任技術者
- 2 前項の規定により届出をしようとする者は、同項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは別記第4号様式による届出書を、同項第4号に該当するときは別記第5号様式による届出書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が必要があると認めることは、届出書以外の書類の提出又は提示を求めることができる。
 - 3 第1項第4号に該当するときの届出は、特別の事情があるときは、当該排水設備工事責任技術者が自らこれを行うことができる。
 - 4 東京都指定排水設備工事事業者は、排水設備工事事業を廃業するときは、別記第6号様式により管理者に届け出るものとする。
 - 5 東京都指定排水設備工事事業者は、条例第七条の三第二項第一号又は第二号に該当するに至ったときは、その旨を別記第六号様式の二により管理者に届け出なければならない。

(東京都指定排水設備工事事業者の公示)

- 第7条** 管理者は、東京都指定排水設備工事事業者に関し次に掲げる措置をした場合には、その都度これを公示する。
- 一 条例第7条の規定により東京都指定排水設備工事事業者を指定したとき。
 - 二 条例第7条の6の規定により東京都指定排水設備工事事業者の指定の効力を停止し、又は指定を取り消したとき。
 - 三 前条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の届出書を受理したとき。

(調査等)

第8条 管理者は、業務上必要な範囲内において、東京都指定排水設備工事事業者及び排水設備工事責任技術者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は現地調査をすることができる。

(登録の申請)

第9条 条例第7条の8第1項の規定による登録の申請は、別記第7号様式による申請書を管理者に提出することにより行うものとする。

- 2 条例第7条の8第3項の規定による排水設備工事責任技術者の登録の更新の申請は、別記第8号様式による申請書を管理者に提出することにより行うものとする。
- 3 前2項の申請書には、第1号及び第2号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 住所を証明する書類
 - 二 登録資格を証明する書類

(責任技術者証)

第10条 排水設備工事責任技術者は、排水設備の新設等の工事に関する技術上の管理(排水設備の新設等の工事に関する技術上の基準等に基づく設計、施工管理及び安全管理並びに排水設備の新設等の工事に従事する者の指導監督に限る。)を行うときは、常に責任技術者証を携帯し、管理者の要求があったときは、責任技術者証を提示しなければならない。

- 2 排水設備工事責任技術者は、責任技術者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 条例第7条の9第2項の規定による責任技術者証の再交付の申請は、別記第9号様式による申請書を管理者に提出することにより行うものとする。
- 4 前項の申請の際には、前条第3項第3号に掲げる書類を提示しなければならない。
- 5 排水設備工事責任技術者は、条例第7条の11の規定により登録の効力を停止され、又は登録を取り消されたときは、責任技術者証を管理者に提出しなければならない。

(排水設備工事責任技術者の届出等)

第11条 排水設備工事責任技術者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、当該変更のあった日から30日以内に管理者に届け出なければならない。

- 一 住所又は住居表示
- 二 氏名
- 2 前項の規定により届出をしようとする者は、別記第10号様式による届出書を管理者に提出するものとする。
- 3 排水設備工事責任技術者は、登録の抹消を申請するときは、別記第11号様式による申請書及び責任技術者証を管理者に提出するものとする。

- 4 排水設備工事責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該排水設備工事責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったとき又は条例第7条の3第2項第2号に該当するに至ったときは、その旨を別記第12号様式により管理者に届け出なければならない。
- 5 管理者は、必要があると認めるときは、前3項に規定する届出書等以外の書類の提出又は提示を求めることができる。

(責任技術者資格試験)

- 第12条** 次の各号のいずれかに該当する者は、責任技術者資格試験を受けることができる。
ただし、条例第七条の三第二項第二号又は条例第七条の八第五項第一号に該当する者は、責任技術者資格試験を受けることができない。
- 一 義務教育終了後、排水設備の新設等の工事に従事した期間が通算して2年以上になる者
 - 二 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)、短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)、高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。)、高等学校(中等教育学校の後期課程及び旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)又は専修学校において、土木工学科、衛生工学科、建築工学科、設備工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)
 - 三 その他管理者が相当の資格があると認めた者
- 2 管理者が行う責任技術者資格試験を受けようとする者は、受験申込書を管理者に提出するものとする。
 - 3 管理者は、管理者が行う責任技術者資格試験に合格した者に対して、排水設備工事責任技術者証(以下「資格者証」という。)を交付するものとする。
 - 4 管理者は、責任技術者資格試験を行う期日及び場所並びに受験申込書の提出期限及び提出先を、あらかじめ公示するものとする。

(更新講習)

- 第13条** 管理者が行う条例第7条の8第3項に規定する更新講習(以下「更新講習」という。)の受講申込みは、受講申込書を管理者に提出することにより行うものとする。
- 2 管理者は、管理者が行う更新講習を修了した者に対して、新たな資格者証を交付するものとする。

(指定試験等機関の指定の申請)

第14条 条例第7条の12第2項の規定による指定の申請は、別記第14号様式による申請書を管理者に提出することにより行うものとする。

2 前項の申請書には、第1号から第3号までに掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款
- 二 法人の登記事項証明書
- 三 申請の日を含む事業年度の事業計画書及び収支予算書

3 管理者は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる書類以外の書類の提出又は提示を求めることができる。

(指定試験等機関の届出)

第15条 指定試験等機関は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、当該変更のあった日から30日以内に管理者に届け出なければならない。

- 一 名称又は主たる事務所の所在地
- 二 代表者の氏名
- 三 電話番号

2 前項の規定により届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書を管理者に提出するものとする。

(試験結果の報告)

第16条 指定試験等機関は、責任技術者資格試験を実施したときは、次に掲げる事項を記載した報告書を管理者に提出しなければならない。

- 一 実施日
- 二 会場
- 三 受験申込者数
- 四 受験者数
- 五 合格者数

2 前項の報告書には、責任技術者資格試験に合格した者の受験番号、氏名、住所及び生年月日を記載した合格者名簿を添えなければならない。

(受講結果の報告)

第17条 指定試験等機関は、更新講習を実施したときは、次に掲げる事項を記載した報告書を管理者に提出しなければならない。

- 一 実施日
- 二 会場

- 三 受講申込者数
 - 四 受講者数
 - 五 修了者数
- 2 前項の報告書には、更新講習を修了した者の登録番号、氏名、住所及び生年月日を記載した修了者名簿を添えなければならない。

(試験等事務の引継ぎ等)

- 第18条** 指定試験等機関は、条例第7条の15の規定により指定を取り消された場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
- 一 試験等事務を管理者に引き継ぐこと。
 - 二 試験等事務に関する帳簿及び書類を管理者に引き渡すこと。
 - 三 その他管理者が必要と認める事項を行うこと。

(指定試験等機関の公示)

- 第19条** 管理者は、指定試験等機関に関し次に掲げる措置をした場合には、その都度これを公示する。
- 一 条例第7条の12第1項の規定により指定試験等機関を指定したとき。
 - 二 条例第7条の15の規定により指定試験等機関が試験等事務を行うことを停止させ、又は指定を取り消したとき。
 - 三 第14条第1項第1号に規定する指定試験等機関の名称の変更の届出を受理したとき。

(委員会の設置)

- 第20条** 管理者は、東京都指定排水設備工事事業者に関する指定の取消しその他の処分、排水設備工事責任技術者の登録の取消しその他の処分及び指定試験等機関に関する指定の取消しその他の処分の公正を期するため、東京都指定排水設備工事事業者審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第21条** 委員会は、次に掲げる事項を調査し、審議し、又は管理者へ報告する。
- 一 条例第7条の6の規定による東京都指定排水設備工事事業者の指定の効力の停止又は指定の取消しに関すること。
 - 二 条例第7条の11の規定による排水設備工事責任技術者の登録の効力の停止又は登録の取消しに関すること。
 - 三 条例第7条の15の規定による指定試験等機関が試験等事務を行うことの停止又は指定の取消しに関すること。

(委員会の組織)

第22条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、次長又は技監の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 施設管理部長、施設管理担当部長及び下水道事務所長の職にある者

二 管理者が委嘱する者

(委員長の職務)

第23条 委員長は、委員会を代表し、会務を統理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第24条 委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第25条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に列席させて意見を述べさせることができる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第26条 委員会の庶務は、施設管理部排水設備課において処理する。

(運営細目)

第27条 この規程に定めるものを除くほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(雑則)

第28条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

別記 第1号様式（第4条関係）

東京都指定排水設備工事事業者指定申請書

年　月　日

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第7条の2第1項の規定により、東京都指定排水設備工事事業者の指定の申請をします。

事業所所在地		—	
フリガナ			
商号又は名称			
代表者氏名			
電話番号			
(メールアドレス)			
(ファクシミリ番号)			

事業所	法人所有・代表者所有・賃貸借 (該当するものを○で囲む。)
-----	----------------------------------

専任の排水設備工事責任技術者

登録番号	氏名	住所

次の要件に該当しない旨の誓約

- 私は、精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。
- 私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを誓約します。

注：該当する事項の□にレ印を記入してください。

※ この欄は、記入しないでください。

入力		収入確認	
----	--	------	--

(日本産業規格A列4番)

第2号様式（第4条関係）

東京都指定排水設備工事事業者指定更新申請書

年　月　日

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第7条の2第3項の規定により、東京都指定排水設備工事事業者の指定の更新の申請をします。

指 定 番 号	第 号
事業所所在地	□□□□-□□□□
フ リ ガ ナ	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	
(メールアドレス)	
(ファクシミリ番号)	
事 業 所	法人所有・代表者所有・賃貸借 (該当するものを○で囲む。)

専任の排水設備工事責任技術者		
登録番号	氏名	住所

次の要件に該当しない旨の誓約

- 私は、精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。
- 私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを誓約します。

注：該当する事項の□にレ印を記入してください。

※ この欄は、記入しないでください。

入 力		収入確認	
-----	--	------	--

(日本産業規格A列4番)

第3号様式（第5条関係）

東京都指定排水設備工事事業者証再交付申請書

年　月　日

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第7条の4第2項の規定により、東京都指定排水設備工事事業者証の再交付の申請をします。

再交付理由	
指定番号	第 号
事業所所在地	
フリガナ	
商号又は名称	
代表者氏名	
電話番号	
(メールアドレス)	
(ファクシミリ番号)	

添付書類	○商業登記事項証明書 ※法人のみ ○事業所の建物登記事項証明書又は建物賃貸借契約書(写)
------	---

次の要件に該当しない旨の誓約

- 私は、精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。
- 私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを誓約します。

注：該当する事項の□にレ印を記入してください。

※ この欄は、記入しないでください。

発行		収入確認	
----	--	------	--

(日本産業規格A列4番)

第4号様式（第6条関係）

東京都指定排水設備工事事業者変更届

年　月　日

東京都下水道局長 殿

東京都指定排水設備工事事業者規程第6条第2項の規定により、東京都指定排水設備工事事業者の変更事項について、次のとおり届け出ます。

変更事項	事業所の商号又は名称 ・ 事業所の所在地 代表者の氏名 ・ 住居表示 ・ 電話番号									
旧										
新					-					
指定期号	第 号									
事業所所在地										
フリガナ										
商号又は名称										
代表者氏名										
電話番号										
(メールアドレス)										
(ファクシミリ番号)										

添付・提示書類	東京都指定排水設備工事事業者証 その他必要書類	
---------	----------------------------	--

次の要件に該当しない旨の誓約

- 私は、精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。
- 私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを誓約します。

(注1) 該当する変更事項を○で囲んでください。

(注2) 「新」の郵便番号欄は、事業所の住所変更の場合のみ記入してください。

(注3) 代表者の氏名変更の場合のみ該当する事項の□にレ印を記入してください。

※ この欄は、記入しないでください。

発行		入力	
----	--	----	--

(日本産業規格A列4番)

第5号様式（第6条関係）

排水設備工事責任技術者 専任届
専任解除

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都指定排水設備工事事業者規程第6条第2項の規定により、排水設備工事責任技術者の 専任・専任解除 を届け出ます。

住 所	<input type="text"/> - <input type="text"/>
氏 名	
登 録 番 号	排水設備工事責任技術者 第 号
指 定 番 号	第 号
事 業 所 所 在 地	
フ リ ガ ナ	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	
(メールアドレス)	
(ファクシミリ番号)	

提 示 書 類	雇用関係等を証明する書類（専任の届出の場合のみ）
---------	--------------------------

※ この欄は、記入しないでください。

入 力	<input type="text"/>
-----	----------------------

（日本産業規格A列4番）

第6号様式（第6条関係）

排水設備工事事業廃業届

年　月　日

東京都下水道局長 殿

東京都指定排水設備工事事業者規程第6条第4項の規定により、排水設備工事事業の廃業を届け出ます。

指 定 番 号	第 号						
事業所所在地				—			
フ リ ガ ナ							
商 号 又 は 名 称							
代 表 者 氏 名							
電 話 番 号							
(メールアドレス)							
(ファクシミリ番号)							

専任の排水設備工事責任技術者

登録番号	氏名	住所

添付書類	東京都指定排水設備工事事業者証
------	-----------------

※ この欄は、記入しないでください。

入力	
----	--

(日本産業規格A列4番)

第6号様式の2（第6条関係）

排水設備工事事業者指定要件確認届

年　月　日

東京都下水道局長 殿

東京都指定排水設備工事事業者規程第6条第5項の規定により、東京都下水道条例第7条の3第2項第1号又は第2号に該当したことを届け出ます。

届出事由	<ul style="list-style-type: none">・精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態にある。・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない状態にある。
指定番号	第 号
事業所所在地	
フリガナ	
商号又は名称	
代表者氏名	
電話番号	
(メールアドレス)	
(ファクシミリ番号)	

※ この欄は、入力しないでください。

入力	
----	--

（日本産業規格A列4番）

第7号様式(第9条関係)

排水設備工事責任技術者登録申請書

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第7条の8第1項の規定により、排水設備工事責任技術者の登録の申請をします。

住 所	□□□□-□□□□
フ リ ガ ナ	電話番号 ()
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

提 出 書 類	○住所を証明する書類 ○登録資格を証明する書類	振替払込請求書兼受領証 貼 付
---------	----------------------------	--------------------

次の要件に該当しない旨の誓約

- 私は、精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。
 私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを誓約します。

個人情報提供に係る同意

- 私は、排水設備工事責任技術者登録に関する自分の個人情報について、都内の下水道管理者に提供することに同意します。

注：該当する事項の□にレ印を記入してください。

※ この欄は、記入しないでください。

登 録 番 号	排水設備工事責任技術者 第 号
---------	--------------------

入 力		収入確認	
-----	--	------	--

(日本産業規格A列4番)

第8号様式(第9条関係)

排水設備工事責任技術者登録更新申請書

年　月　日

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第7条の8第3項の規定により、排水設備工事責任技術者の登録の更新の申請をします。

住 所	□□□□一□□□□
電話番号 ()	
フ リ ガ ナ	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
登 錄 番 号	排水設備工事責任技術者 第 号

提 出 書 類	○住所を証明する書類 ○登録資格を証明する書類	振替払込請求書兼受領証 貼 付
---------	----------------------------	--------------------

次の要件に該当しない旨の誓約

- 私は、精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に嘗むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。
- 私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを誓約します。

個人情報提供に係る同意

- 私は、排水設備工事責任技術者登録に関する自分の個人情報について、都内の下水道管理者に提供することに同意します。

注：該当する事項の□にレ印を記入してください。

※ この欄は、記入しないでください。

入 力		収入確認	
-----	--	------	--

(日本産業規格A列4番)

第9号様式（第10条関係）

排水設備工事責任技術者証再交付申請書

年　月　日

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第7条の9第2項の規定により、排水設備工事責任技術者証の再交付の申請をします。

再 交 付 理 由											
住 所	□□□-				□□□						
フ リ ガ ナ											
氏 名											
生 年 月 日						年	月	日			
登 録 番 号	排水設備工事責任技術者 第 号										

提出書類 ○登録資格を証明する書類

振替払込請求書兼受領証
貼 付

※ この欄は、記入しないでください。

発 行		収入確認	
-----	--	------	--

(日本産業規格A列4番)

第10号様式(第11条関係)

排水設備工事責任技術者変更届

年　月　日

東京都下水道局長 殿

東京都指定排水設備工事事業者規程第11条第2項の規定により、排水設備工事責任技術者の変更事項について、次のとおり届け出ます。

変更事項	住所・住居表示・氏名
旧	
新	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> — <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 電話番号 ()
氏名	
登録番号	排水設備工事責任技術者 第 号

提出書類	住所変更	○住所を証明する書類 ○排水設備工事責任技術者証の写し
	住居表示変更	○住居表示変更証明書又は住所を証明する書類 ○排水設備工事責任技術者証の写し
	氏名変更	○氏名を証明する書類 ○排水設備工事責任技術者証の写し

(注1)該当する変更事項を○で囲んでください。

(注2)「新」の郵便番号欄は、住所変更の場合のみ記入してください。

(注3)提出書類は、変更後のものを提出してください。

個人情報提供に係る同意

私は、排水設備工事責任技術者登録に関する自分の個人情報について、都内の下水道管理者に提供することに同意します。

注：該当する事項の□にレ印を記入してください。

※ この欄は、記入しないでください。

入力	
----	--

(日本産業規格A列4番)

第11号様式（第11条関係）

排水設備工事責任技術者登録抹消申請書

年　月　日

東京都下水道局長 殿

東京都指定排水設備工事事業者規程第11条第3項の規定により、排水設備工事責任技術者の登録の抹消の申請をします。

住 所	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td>—</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>				—			
			—					
フ リ ガ ナ								
氏 名								
生 年 月 日	年 月 日							
登 錄 番 号	排水設備工事責任技術者 第 号							

【届出者】

住 所 _____

氏 名 _____

続柄
(本人以外の者が届出を行う場合のみ)

記入してください。)

※ この欄は、記入しないでください。

入 力		技術者証	
-----	--	------	--

(日本産業規格A列4番)

第12号様式（第11条関係）

排水設備工事責任技術者登録要件確認届

年　月　日

東京都下水道局長 殿

東京都指定排水設備工事事業者規程第11条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

届出事由	<ul style="list-style-type: none">・精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態にある。・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない状態にある。
住所	
フリガナ	
氏名	
登録番号	

届出者	住所	
	氏名	
(親族・代理人)		

※この欄は入力しないでください。

入力	
----	--

(日本産業規格A列4番)

7 東京都下水道局水洗便所助成規程（昭和46年東京都下水道局管理規程第21号）

最終改正：令和3年3月30日 下水道局管理規程第6号

（目的）

第1条 この規程は、東京都の特別区の存する区域内において、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域内のくみ取り便所を水洗便所に改造する者（以下「改造者」という。）に対する助成に関し必要な事項を定め、もって水洗便所の普及促進を図ることを目的とする。

（助成）

第2条 東京都下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、予算の範囲内で、この規程の定めるところにより、改造者に対し、助成金を交付する。

（助成金の交付を受けることができる者の資格）

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、処理区域内における家屋の所有者又は改造について所有者の同意ある家屋の使用者とする。

- 一 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号のいずれかの扶助を受けている者（以下「被保護者」という。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、特別区内に住所を有する者で、かつ、改造者の属する世帯の構成員全員が地方税法（昭和25年法律第226号）第24条の5第1項又は第3項及び同法第295条第1項又は第3項の規定により都民税及び特別区民税を課されていない者（以下「非課税者」という。）のうち、管理者が適当と認めた者
- 2 管理者は、前項の規定によるもののほか、公益上その他特別な事情により助成金を交付することが適当であると認める者に助成金を交付することがある。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、改造者の行う工事のうち、1件に限り38万円以内とする。

- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、特別な事情があると認めるときは、助成金の額を別に定めることができる。

（助成金交付申請書等）

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、水洗便所に改造する工事（以下「改造工事」という。）に着工する前に別記第1号様式による申請書及び東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づく排水設備計画届出書を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 被保護者にあっては、福祉事務所長の発行する生活保護法の適用を受けていることを証する書類
 - 二 非課税者にあっては、世帯全員の住民票に記載された住所、氏名、生年月日及び世帯主である旨又は世帯主との続柄を証する書類並びに特別区の長の発行する都民税及び特別区民税を課されていないことを証する書類

(助成金の交付の決定及び通知)

- 第6条** 管理者は、前条の申請があったときは、助成金交付申請書、添付書類及び排水設備計画届出書を審査したうえ、助成金の交付の決定を行う。
- 2 管理者は、前項の規定により助成金の交付の決定をしたときは、別記第2号様式による助成金交付決定通知書により、交付ができないと決定したときは、別記第2号様式の2による通知書により、申請者に通知する。
- 3 管理者は、第1項の助成金の交付の決定に当たって、この規程で定める助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは条件を付する。

(申請の撤回)

- 第7条** 前条第2項により助成金の交付の決定通知を受けた者（以下「被助成者」という。）は、交付決定の日から14日以内に助成金の交付の申請を撤回することができる。

(事情変更による決定取消等)

- 第8条** 管理者は、助成金の交付の決定のあった日以後助成金の額の確定する日までの間に、天災地変その他事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

(工事期限)

- 第9条** 被助成者は、交付決定の日から3か月以内に改造工事を完了させなければならない。ただし、管理者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(承認事項)

- 第10条** 被助成者は、改造工事を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

(事故報告)

- 第11条** 被助成者は、改造工事が第9条の規定に定める期間内に完了しない場合又は改造

工事の施行が困難となった場合は、すみやかに管理者に報告し、その指示に従わなければならぬ。

(改造工事の施行命令)

第12条 管理者は、改造工事が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて施行されていないと認めるときは、被助成者に対し、一定の期限を付して、これらの内容又は条件に従つてその改造工事を施行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第13条 被助成者は、改造工事が完了したときは、すみやかに別記第3号様式による実績報告書を管理者に提出しなければならない。

(助成金の交付の時期)

第14条 管理者は、前条の規定による実績報告書を受けたときは、審査及び現場調査を行い、交付すべき助成金の額を確定した後、被助成者に対し交付する。

(決定の取消)

第15条 管理者は、被助成者が次の各号の一に該当する場合は、助成金の交付の決定を取り消す。

- 一 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
 - 二 第11条の規定に定める指示に従わなかつたとき。
 - 三 第12条の規定に定める改造工事の施行命令に従わなかつたとき。
- 2 管理者は、前項の規定による取消をしたときは、被助成者に対し通知する。

(助成金の返還)

第16条 管理者は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第17条 前条の規定により、助成金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る助成金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 被助成者は、助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期限までに返還しなかつたときは、納期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年10.95パ

一セントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 前2項の場合において、年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(下水道事務所長への委任)

第18条 第6条第2項、第11条、第12条及び第15条第2項の規定により行う通知、指示等は、東京都下水道局分課規程（昭和37年東京都下水道局管理規程第1号）第5条に定める事業機関のうちの下水道事務所長に委任する。

第1号様式（第5条関係）

下水道事務所 No.	扱者				
---------------	----	--	--	--	--

受 受	年 月 日	第 号	決 定	交 付 不交付	年 月 日
供用開始年度	年度	現場調査		年 月 日	確認

年 月 日

東京都公営企業管理者

下 水 道 局 長 殿

住所
申請者
氏名

水 洗 便 所 助 成 金 申 請 書

東京都下水道局水洗便所助成規程に基づく助成金の交付を受けたいので、
下記のとおり申請します。

施 設 場 所				
使用者	住 所			氏名
家 屋 所有者	住 所			氏名
施工者	住 所	電話 ()	商号 氏名	
施 工 期 間		～	便器の型式 及び個数	型 個
助 成 申 請 額		円	請 求 方 法	直 接 ・ 間 接

第
年
月
号
日

水洗便所助成金交付決定通知書

東京都　　区　　町

丁目　　番　　号

様

東京都下水道局

下水道事務所長

あなたが交付の申請をされました水洗便所助成金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 助成金額　　円以内で、後日通知する金額になります。

2 条件

(1) 工事期間　　本日から3箇月以内に完了させてください。

(2) 事故報告等　　工事が予定期間内に終了しないなどの事情ができたときは、すぐに連絡してください。

(3) その他　　工事が完了しましたら現場調査をしますので、必ず連絡してください。

3 交付時期　　当局の現場調査完了後、助成金額を確定し交付の手続を行います。

第2号様式の2（第6条関係）

下 第 号
年 月 日

あて

東京都下水道局
所長

通 知 書

先に申請のあった水洗便所助成金の交付については、下記の理由により交付できないので通知します。

記

理 由

実績報告書		申請者氏名						
工事費用総額	円	完工年月日	年	月	日	年	月	日
排水管内径	cm	単価	数量	単価	金額	調査員	調査員	調査員
污水ます内径	cm	個	個	円	円	年月日	年月日	年月日
床張替え工事	式	計				助成額	助成額	助成額
給水工事	一式					円	円	円

※太線内は記入しないでください。

(日本産業規格A列4番)

8 ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱

最終改正：令和3年4月1日 02下施管第187号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都下水道条例施行規程(昭和37年東京都下水道局管理規程第28号。以下「規程」という。)第3条の3の規定に基づくディスポーザ排水処理システムの設置、維持管理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、東京都下水道条例(昭和34年東京都条例第89号。以下「条例」という。)及び規程で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 生物処理タイプ | ディスポーザからの排水を専用配管で排水処理槽(排水処理部)へ排出し、生物処理した後排水のみを公共下水道へ排除し、汚泥は別途廃棄する方式のディスポーザ排水処理システムをいう。 |
| (2) 機械処理タイプ | ディスポーザからの排水を機械装置(排水処理部)によって固体物(以下「乾燥ごみ等」という。)と液体とに分離し、分離された液体のみを公共下水道へ排除し、乾燥ごみ等は別途廃棄する方式のディスポーザ排水処理システムをいう。 |
| (3) 使用者 | ディスポーザ排水処理システムを使用する者をいう。 |
| (4) 管理組合等 | 集合住宅等において、第6条に規定するディスポーザ排水処理システムの維持管理を前号の使用者に代わって行う者をいう。 |
| (5) 製造者 | ディスポーザ排水処理システムを製造する者をいう。 |
| (6) 販売者 | ディスポーザ排水処理システムを販売する者をいう。 |
| (7) 維持管理業者 | 使用者又は管理組合等と維持管理契約を交わしたディスポーザ排水処理システムを維持管理する者をいう。 |
| (8) 規格適合評価書 | 公益社団法人日本下水道協会(以下「下水道協会」という。)が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成25年3月)」(以下「性能基準(案)」といふ。)による規格適合評価を受けたことを示す文書をいう。 |
| (9) 認証書 | 下水道協会が作成した性能基準(案)による製品認証を受けたことを示す文書をいう。 |
| (10) 適合評価書 | 下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成16年3月)」に適合することを示す文書をいう。 |

(設置の基準)

- 第3条** ディスポーザ排水処理システムは、性能基準(案)による規格適合評価及び製品認証を受けたものでなければならない。ただし、機械処理タイプについては、上記のほか、「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成16年3月)」に適合したものも設置できるものとする。
- 2 前項で規定するディスポーザ排水処理システム以外のディスポーザは設置してはならない。
- 3 ディスポーザ排水処理システムの設置工事者は、東京都指定排水設備工事事業者でなければならない。
- 4 ディスポーザ排水処理システムの設置は、ディスポーザ排水処理システムが正常に機能するように適切かつ的確に行わなければならない。
- 5 生物処理タイプのディスポーザ部の交換は、性能基準(案)によるディスポーザ部の規格適合評価及び製品認証を受けたものでなければならない。
- 6 機械処理タイプのディスポーザ部及び排水処理部の交換については、既設のものと同一機種でなければならない。

(届出)

- 第4条** ディスポーザ排水処理システムを新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)するときは、条例第4条第1項に基づき届出なければならない。ただし、第3条第5項又は第6項に規定する交換に該当する場合は、届出を省略できるものとする。
- 2 前項の届出を行うときは、規程第6条の規定によるほか次の書類を添付しなければならない。
- (1) ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書(別記第1号様式)
 - (2) 規格適合評価書及び認証書の写し。ただし、第3条第1項ただし書きによるときは、適合評価書の写し
 - (3) 維持管理業務委託契約書の写し。ただし、届出をするときに維持管理契約を締結していないときは、維持管理業務委託契約確認書(別記第2号様式)
 - (4) ディスポーザ排水処理システムの構造及び保守点検に関する図面、資料等
 - (5) その他管理者が必要と認めるもの
- 3 維持管理業者を変更した場合は、前項の書類のうち、変更のある書類を提出しなければならない。

(認証マークの表示)

- 第5条** 性能基準(案)による規格適合評価及び製品認証を受けたディスポーザ排水処理システムには、下水道協会が発行又は承認する認証マークを機器の見やすい箇所に表示しなけ

ればならない。

- 2 ディスポーザ排水処理システムの新設等をした使用者又は管理組合等は、表示した認証マーク及び機器の写真を管理者に提出しなければならない。

(維持管理)

第6条 使用者又は管理組合等は、設置したディスポーザ排水処理システムの性能を保持するため、維持管理に関して第4条第2項第1号に基づき適正な管理をしなければならない。

- 2 使用者又は管理組合等は、ディスポーザ排水処理システムの維持管理に関して管理者の指示に従わなければならぬ。
- 3 ディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥又は乾燥ごみ等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき適正に処理しなければならぬ。
- 4 使用者又は管理組合等は、ディスポーザ排水処理システムの使用にあたり公共下水道に影響を及ぼす事故や故障が発生したときは、必要な措置を講じるとともに直ちに管理者に報告しその指示に従わなければならぬ。
- 5 製造者又は販売者は、システムを販売するときは、使用者又は管理組合等に対し、適正な維持管理を行う必要があることを説明し、その理解を得るように努めなければならない。

(資料の保管及び提出)

第7条 使用者又は管理組合等は、設置したディスポーザ排水処理システムについての維持管理に関する資料等を3年間保管しなければならぬ。

- 2 使用者又は管理組合等は、管理者がディスポーザ排水処理システムが適正に維持管理されていることを確認するため、前項の資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならぬ。

(立入調査等)

第8条 管理者は、ディスポーザ排水処理システムの新設等及び維持管理について必要と判断したときは、下水道法(昭和33年法律第79号)第13条に基づく立入調査を行うことができる。

- 2 使用者又は管理組合等は、前項の調査に協力しなければならぬ。

(使用者又は管理組合等の義務の承継等)

第9条 ディスポーザ排水処理システムを有する建築物等の譲渡、貸付等(以下「譲渡等」という。)があった場合、当該建築物等の譲渡等を受けた者は、前5条に定める使用者又は管理組合等の義務を承継する。

- 2 前項に規定する承継の届出は、第4条第2項第1号によらなければならぬ。

(補足)

第10条 ディスポーザ排水処理システムの設置及び維持管理について、本要綱に定めのないことは、性能基準(案)の趣旨にのっとり実施しなければならない。

第1号様式（第4条関係）

ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書

年 月 日

東京都下水道局長 殿

届出者 住所
(設置者) 氏名

ディスポーザ排水処理システムが正常に機能し、安定した処理水の水質を確保できるように以下のとおり維持管理を実施します。

I システムの概要

ア 一 般 事 項	① 設置場所 使用者、管理組合等					
	ディスポーザ部		・名称 ・規格適合評価番号及び年月日 ・認証番号及び年月日 ・製造者 (会社、担当者、連絡先) ・販売者 (会社、担当者、連絡先)			
	排水処理部		・名称 ・規格適合評価番号及び年月日 ・認証番号及び年月日 ・製造者 (会社、担当者、連絡先) ・販売者 (会社、担当者、連絡先)			
	③ 設置数量		ディスポーザ部	個	排水処理部 個	
	④ 設置工事者 〔東京都指定排水設備工事事業者〕		指定番号	電話 ()		
	⑤ 工程		着工予定日	年 月 日		
			完了予定日	年 月 日		
			使用開始(入居)予定日	年 月 日		
	⑥ 維持管理業者	ディスポーザ部	電話 ()			
		排水処理部	電話 ()			

	⑦ 維持管理に関する資料			
	⑧ 排水設備設計図 (システムが記入された図)			
イ 仕 様	排水 処理部	① 品番		
		② 計画数量 等	設計人員 計画生ごみ量 計画汚水量	人 kg／日 m^3 ／日
		③ 算定根拠		

II システムの維持管理計画

規格適合評価を受けた維持管理方法の内容を下記の項目に記入する。

ア 处理水質 (下水道へ排出する際、遵守する基準値)	B O D S S N-ヘキサン	mg／リットル未満 mg／リットル未満 mg／リットル以下		
イ 維 持 管 理 の 内 容	装 置 名	ディスボーザ部	排水配管部	排水処理部
	保守点検内容	・保守点検の頻度	・保守点検の頻度	・保守点検の頻度
		・配管清掃の頻度	・水質検査の頻度 (BOD、SS、N-ヘキサン)	
ウ 点 検 項 目	点検主部	ディスボーザ部	排水配管部	排水処理部
	点検項目			
	保守点検 記録表			

III その他

- ※1 機械処理タイプはディスボーザ部の欄に記載する。
- ※2 維持管理に関する点検記録は、3年間保管する。
- ※3 下水道管理者から維持管理に関する報告を求められたときは、その資料を提出する。
- ※4 使用者や維持管理業者が変更した場合は、本計画書の変更の届出を行う。
- ※5 生物処理タイプの新設時は、施工状況調査を受ける。調査可能月を事務所窓口へ連絡する。

(排水設備計画届出番号： —————)

※下水道局記載欄

第2号様式（第4条関係）

年　月　日

東京都下水道局長 殿

維持管理業務委託契約確約書

届出者 住所
(設置者) 氏名

この度、ディスポーザ排水処理システムにかかる排水設備計画届出書の届出にあたり、現時点では、使用者又は管理組合等及び維持管理業者が決定していないため、維持管理業務委託契約が締結できておりません。

使用者又は管理組合等及び維持管理業者が決定次第、維持管理業務委託契約を締結し、速やかに契約書の写しを提出します。契約締結までの間は届出者が、責任をもつて維持管理を行うことを確約します。

記

1 設置場所：

2 担当者及び連絡先：

※ 維持管理業務委託契約(書)について

- ① 書式は、特に定めない。
- ② 維持管理契約は、規格適合評価書に記載の維持管理業者と実際に利用する使用者又は管理組合等が締結すること。

9 阻集器に関する取扱要綱

最終改正：令和4年2月1日 03下施排設第185号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都下水道条例施行規程（昭和37年東京都下水道局管理規程第28号）第3条の2の規定に基づく阻集器の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要綱において、阻集器とは、汚水に含まれる排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物質を阻止、分離及び収集し、それらの物質の公共下水道への流下を防止するに有効な構造をもった装置をいう。

2 前項の汚水に含まれる排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物質を例示すると、おおむね次のとおりである。

(1) 排水のための配管設備の機能を著しく妨げる物質

ア 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による許可を受けて営業する飲食店等、及び健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項の規定による届出を行って開設する特定給食施設の汚水に含まれる油脂類

イ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設に該当する生コンクリート製造施設等の汚水に含まれるセメント、土砂等

ウ 理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の2の規定による確認を受けて開設する理容所、及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の規定による確認を受けて開設する美容所の汚水に含まれる毛髪、美顔用粘土等

エ クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2の規定による確認を受けて開設するクリーニング所の汚水に含まれる糸くず、布くず等

オ 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定による許可を受けて開設する病院等、及び同法第8条の規定による届出を行って開設する診療所等の汚水に含まれるプラスチック（石こう）等

(2) 排水のための配管設備を損傷するおそれがある物質

消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項の規定による許可を受けて設置する危険物の貯蔵所等の汚水に含まれるガソリン、油等

(選定の基準)

第3条 阻集器を設置しようとする者は、阻止、分離及び収集しようとする物質の種類に適応したもので、かつ、公益社団法人空気調和・衛生工学会が制定するSHASE-Sのうち阻集器に関連した規格に適合したもの又は東京都下水道事業管理者がSHASE-Sの

規格と同等以上の性能と認めたものを選定しなければならない。

(設置の位置)

第4条 阻集器は、阻止、分離及び収集しようとする物質を排出する器具、装置又は場所のできるだけ近くで、かつ、維持管理しやすい位置に設けなければならない。

(維持管理)

第5条 阻集器は、その機能及び性能を損なうことがないように適切な維持管理を行わなければならない。

10 建築基準法（昭和25年法律第201号）

最終改正：令和2年6月10日 法律第43号

(用語の定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上屋、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。

二 省略

三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

以下省略

(建築物の設計及び工事監理)

第5条の6 建築士法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築物又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。

2 建築士法第2条第7項に規定する構造設計図書による同法第20条の2第1項の建築物の工事は、構造設計一級建築士の構造設計又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。

- 3 建築士法第2条第7項に規定する設備設計図書による同法20条の3第1項の建築物の工事は、設備設計一級建築士の設備設計又は当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によらなければ、することができない。
- 4 建築主は、第1項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。
- 5 前項の規定に違反した工事は、することができない。

(敷地の衛生及び安全)

- 第19条** 建築物の敷地は、これに接する道の境より高くなければならず、建築物の地盤面は、これに接する周囲の土地より高くなければならない。ただし、敷地内の排水に支障がない場合又は建築物の用途により防湿の必要がない場合においては、この限りでない。
- 2 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地又はごみその他これに類する物で埋め立てられた土地に建築物を建築する場合においては、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上必要な措置を講じなければならない。
 - 3 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。
 - 4 建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。

(便所)

- 第31条** 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所（汚水管が下水道法第2条第3号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。）以外の便所としてはならない。
- 2 便所から排出する汚物を下水道法第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、屎尿浄化槽（その構造が汚物処理性能（当該汚物を衛生上支障がないように処理するために屎尿浄化槽に必要とされる性能をいう。）に関する政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

(この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)

- 第36条** 居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火床、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに浄化槽、煙突及び昇降機の構造について、この章の規定を実施し、又は補足するため安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

建築基準法 別表第1

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(い) 欄の用途に供する階	(い) 欄の用途に供する部分 ((1)項の場合につきては客席、(2)項及び(4)項の場合につきては2階、(5)項の場合につきては3階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計	(い) 欄の用途に供する部分の床面積の合計
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	200m ² (屋外観覧席につきては、1,000m ²)以上	
(2)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	300m ² 以上	
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	2,000m ² 以上	
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	500m ² 以上	
(5)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		200m ² 以上	1,500m ² 以上
(6)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階		150m ² 以上

11 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）

最終改正：令和2年9月4日 政令第268号

（用語の定義）

第1条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 省略

二 地階 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの3分の1以上のものをいう。

以下省略

（建築基準関係規定）

第9条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一～七 省略

八 下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項及び第3項並びに第30条第1項
以下省略

（居室の天井の高さ）

第21条 居室の天井の高さは、2.1メートル以上でなければならない。

以下省略

（耐火建築物等としなければならない特殊建築物）

第115条の3 法別表第1(い)欄の(2)項から(4)項まで及び(6)項(法第87条第3項において法第27条の規定を準用する場合を含む。)に掲げる用途に類するもので政令で定めるものは、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

一 (2)項の用途に類するもの 児童福祉施設等

二 (3)項の用途に類するもの 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場

三 (4)項の用途に類するもの 公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10m²以内のものを除く。)

四 (6)項の用途に類するもの 映画スタジオ又はテレビスタジオ

(第1節 建築設備の構造強度)

第129条の2の3

一 省略

二 建築物に設ける昇降機以外の建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること。

※ この規定に基づき、「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」（平成12年5月29日建設省告示第1388号）が告示されている。

三 省略

(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

第129条の2の4 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。

二 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。

三 第129条の3第1項第1号又は第3号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。

ただし、地震時においても昇降機のかご（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。

四 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。

五 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。

六 地階を除く階数が3以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシート、メールシート、リネンシートその他これらに類するもの（屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）は、不燃材料で造ること。

七 給水管、配電管その他の管が、第112条第20項の準耐火構造の防火区画、第113条第1項の防火壁若しくは防火床、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁（ハにおいて「防火区画等」という。）を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合することとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これら

に類するものの中にある部分については、この限りでない。

イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に 1 メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。

ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。

ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間（第 112 条第 1 項若しくは第 4 項から第 6 項まで、同条第 7 項（同条第 8 項の規定により床面積の合計 200 平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第 9 項の規定により床面積の合計 500 平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第 10 項（同条第 8 項の規定により床面積の合計 200 平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第 9 項の規定により床面積の合計 500 平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第 18 項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第 113 条第 1 項の防火壁若しくは防火床にあつては 1 時間、第 114 条第 1 項の界壁、同条第 2 項の間仕切壁又は同条第 3 項若しくは第 4 項の隔壁にあつては 45 分間）防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

八 3 階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。

2 省略

3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第 1 項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。
二 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。
三 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。

四 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。

五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

12 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件

(通称「給排水設備技術基準」)

(昭和 50 年建設省告示第 1597 号)

最終改正：平成 22 年 3 月 29 日 国土交通省告示 243 号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5第2項第六号及び第3項第五号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

第2 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一 排水管

イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

ロ 次に揚げる管に直接連結しないこと。

(1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管

(2) 清潔器、消毒器その他これらに類する機器の排水管

(3) 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管

(4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管

ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

二 排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいう。以下この号において同じ。）

イ 通気のための装置以外の部分から臭気が漏れない構造とすること。

ロ 内部の保守点検を容易にかつ安全に行うことができる位置にマンホール（直径60センチメートル以上の円が内接することができるものに限る。）を設けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水槽にあっては、この限りでない。

ハ 排水槽の底に吸い込みピットを設ける等保守点検がしやすい構造とすること。

ニ 排水槽の底のこう配は吸い込みピットに向かって15分の1以上10分の1以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。

ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

三 排水トラップ（排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止するための配管設備をいう。以下同じ。）

イ 雨水排水管（雨水排水立て管を除く。）を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。

ロ 二重トラップとならないように設けること。

ハ 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈殿しない構造とすること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。

ニ 排水トラップの深さ（排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を防止するための有効な深さをいう。）は、5センチメートル以上10センチメートル以下（阻集器を兼ねる排水トラップにあっては5センチメートル以上）とすること。

ホ 容易に掃除ができる措置を講ずること。

四 阻集器

イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。

ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。

ハ 容易に掃除ができる構造とすること。

五 通気管

イ 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によって排水トラップが破封しないように有効に設けること。

ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。

ハ 直接外気に衛生上有効に開放すること。ただし、配管内の空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合にあっては、この限りでない。

六 排水再利用配管設備（公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水する前に排水を再利用するために用いる排水のための配管設備をいう。以下この号において同じ。）

イ 他の配管設備（排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。）と兼用しないこと。

ロ 排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。

ハ 洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこと。

ニ 水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。

ホ 塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。

第3 適用の特例

建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第一（い）欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が2以下で、かつ、延べ面積が500平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第1（第1号ロを除く。）並びに第2第3号イ及び第4号の規定は、適用しない。ただし、2以上の建築物（延べ面積の合計が500平方メートル以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が5立方メートルを超える給水タンク等については、第1第2号の規定の適用があるものとする。

13 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）

（昭和45年法律第20号）

最終改正：平成30年5月30日 法律第33号

（目的）

第1条 この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

（建築物環境衛生管理基準）

第4条 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。（註）「政令」＝本法施行令第2条

2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。

3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

14 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）

最終改正：令和元年12月13日 政令第183号

(特定建築物)

第1条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が3000平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第3号において「第1条学校等」という。）の用途に供される建築物で延べ面積が8000平方メートル以上のものとする。

- 一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- 二 店舗又は事務所
- 三 第1条学校等以外の学校（研修所を含む。）
- 四 旅館

(建築物環境衛生管理基準)

第2条 法第4条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 空気環境の調整は、次に掲げるところによること。
 - イ 空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。以下この号において同じ。）をすることができる設備をいう。ニにおいて同じ。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室における次の表の各号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給すること。

1 浮遊粉じんの量	空気1立方メートルにつき0.15ミリグラム以下
2 一酸化炭素の含有率	100万分の10（厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあっては、厚生労働省令で定める数値）以下
3 二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下
4 温度	1 17度以上28度以下 2 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
5 相対湿度	40パーセント以上70パーセント以下
6 気流	0.5メートル毎秒以下
7 ホルムアルデヒドの量	空気1立方メートルにつき0.1ミリグラム以下

- ロ 機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給をすることができる設備をいう。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室におけるイの表の第1号から第3号まで、第6号及び第7号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その流量を調節して供給をすること。
 - ハ イの表の各号の下欄に掲げる基準を適用する場合における当該各号の上欄に掲げる事項についての測定の方法は、厚生労働省令で定めるところによること。
 - ニ 空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。
- 二 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。
- イ 給水に関する設備（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置を除く。ロにおいて同じ。）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第4条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。
 - ロ 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。
 - ハ 排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないよう、当該設備の補修及び掃除を行うこと。
- 三 清掃及びねずみその他の厚生労働省令で定める動物（ロにおいて「ねズみ等」という。）の防除は、次に掲げるところによること。
- イ 厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物を処理すること。
 - ロ 厚生労働省令で定めるところにより、ねズみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。

15 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)

最終改正：令和2年12月8日 厚生労働省令第196号

（排水に関する設備の掃除等）

第4条の3 特定建築物維持管理権原者は、排水に関する設備の掃除を、6月以内ごとに1回、定期に行わなければならない。

2 特定建築物維持管理権原者は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、排水に関する設備の補修、掃除その他当該設備の維持管理に努めなければならない。

16 建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱(ビルピット対策指導要綱)

(昭和61年6月25日 61清環産第77号)

最終改正：平成16年12月28日 16環改計第298号

(目的)

第1条 この要綱は、建築物における排水槽等の構造、維持管理その他必要な事項を定めることにより、排水槽等からの悪臭の発生を防止し、汚泥その他の廃棄物の処理を適正に行い、もって都民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 汚水 水洗便所等のし尿を含む排水をいう。
- 二 雜排水 廚房その他の施設から排除されるし尿を含まない排水をいう。
- 三 排水槽 建築物から排除される汚水又は雑排水を集め、これをポンプによってくみ上げ排除するために貯留する槽をいう。
- 四 排水調整槽 排水槽のうち、排水の時間調整を行うために設ける槽をいう。
- 五 排水槽等 排水槽及び当該排水槽に附帯する阻集器、排水管その他の設備をいう。
- 六 汚水槽 排水槽のうち、汚水を貯留するための槽をいう。
- 七 雜排水槽 排水槽のうち、雑排水を貯留するための槽をいう。
- 八 合併槽 排水槽のうち、汚水及び雑排水を併せて貯留するための槽をいう。

(基本方針)

第3条 東京都(以下「都」という。)は、第1条の目的を達成するため、建築物の所有者、占有者又は管理者(以下「建築物の所有者等」という。)に対し、排水槽等の構造、維持管理等に関する指導を行うものとする。

(構造基準)

第4条 建築物に排水槽等を設置する場合の構造は、次に定める基準によるものとする。

- 一 汚水又は雑排水を貯留する排水槽は、原則として、各々分離した槽とすること。
- 二 排水槽の有効容量は、次式により算出する範囲内とし、また、排水槽の実高は、原則として、排水を有効容量まで貯留した際の槽内水位(以下「規定水位」という。)の1.5倍から2倍程度とすること。ただし、当該排水槽に流入する時間当たりの最大排水量が、次式により算出した容量を下回る場合にあっては、当該排水槽の有効容量を、その

最大排水量以下とする。

$$V = (B/A) \times 2.0 \sim 2.5$$

この式において、V、A及びBは、それぞれ次の値を表すものとする。

$$\left\{ \begin{array}{l} V \text{ 排水槽の有効容量 (立方メートル)} \\ A \text{ 建築物の地階部分 (当該排水槽に排水を流入させている部分に限る。) } \text{ への一} \\ \text{ 日当たりの給水時間 (時間)} \\ B \text{ 当該排水槽に流入する一日平均排水量 (立方メートル)} \end{array} \right.$$

三 排水調整槽であつて、悪臭の発生原因となる貯留水の腐敗、汚泥の沈殿たい積及びスカムの発生を防止するためのばつ気・攪拌併設装置を設けたものについては、前号の基準を適用しないことができる。

四 排水槽の内部は、不浸透質の耐水材料で造り、漏水しない構造とすること。

五 排水槽の底部には吸い込みピットを設け、吸い込みピットは、排水用ポンプの吸い込み管の外側及び底部から20センチメートル程度の間隔をもつ大きさとすること。

六 排水槽の底部は、吸い込みピットに向かって、すべての方向から15分の1以上10分の1以下のこう配を有するものとし、槽底部での作業の便宜を図るために階段を設けること。また、槽内に汚水の滞留のおそれのある部分については、側壁の隅角部に有効なハンチを設けること。

七 排水槽等は、臭気の漏れない構造とすること。

八 排水槽には、槽内部の保守点検及び清掃を容易かつ安全に行うことができる位置に、防臭型マンホール(直径60センチメートル以上のものとする。)を槽ごとに2カ所設けることとし、槽内部の作業の便宜を図るために腐食防止を施したフックを取り付けること。

九 排水槽には、次の設備及び装置を設けること。

- ア 建築物の外部に直接開放され、かつ、衛生上の対策が講じられた通気装置
- イ 吸い込みピット内部に吸い込み管を配置した複数の排水ポンプ(予備ポンプを含む。)
- ウ 排水ポンプの始動水位が規定水位以下となるような制御装置及び規定時間以内で運転するためのタイマー

十 雜排水は、きょう雜物及び油脂分を有効に分離できる機能を有する阻集器を経由させるとともに、その阻集器は、保守点検等が容易に行える場所に設けること。

2 この要綱の施行の際、既に設置されている排水槽等については、前号第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号及び第9号イに定める基準を適用しないことができ、同項第4号、第7号、第9号ア及びウ並びに第10号に定める基準によるほか、次に定めるところによるものとする。

一 悪臭の発生原因となる貯留水の腐敗等があり、又はその恐れがある排水槽については、ばつ気・攪拌併設装置又は排水用補助ポンプ(スラリーポンプ)を設けること。

二 排水槽には、槽内部の保守点検及び清掃を容易かつ安全に行うことができる位置に、

防臭型マンホール(可能な限り直径60センチメートル以上のものとする。)を設けること。

(清掃及び維持管理の基準)

第5条 排水槽等の清掃に関する基準は、次に定めるとおりとする。

- 一 排水槽は、少なくとも4月ごとに1回定期に清掃し、槽内の汚泥等残留物質を除去すること。ただし、排水の水質、排水量及び排水槽の容量によっては、清掃の回数を増すこと。
 - 二 排水管及び通気管については、必要に応じ内部の異物を除去すること。
 - 三 阻集器については、捕集物を使用日ごとに除去し、少なくとも7日ごとに1回清掃を行うこと。
 - 四 排水槽等の清掃に当たっては、除去物質の飛散防止、悪臭の発散の防止、消毒等に配慮するとともに、槽内の換気等を行い、作業中の事故防止に努めること。
 - 五 清掃に薬品を用いた場合は、下水道施設又は浄化槽の機能を阻害し、若しくは、損傷することのないよう留意すること。
- 2 排水槽等の維持管理に関する基準は、次に定めるとおりとする。
- 一 排水槽等は、別表に掲げる項目に従い、少なくとも1月ごとに1回定期に点検し、必要に応じ補修等を行うこと。ただし、阻集器については、使用日ごとに点検を行うこと。
 - 二 排水の槽内貯留時間は、おおむね2時間以内とするよう設定すること。ただし、排水調整槽は、この限りでない。
 - 三 ばっ氣・攪拌併設装置又は排水用補助ポンプ(スラリーポンプ)については、悪臭の発生原因となる貯留水の腐敗等を防止するため、適正に運転すること。
 - 四 排水槽の正常な機能を阻害するようなものを、槽内に投入又は流入させないこと。
- 3 建築物の所有者等は、清掃、点検及び整備に関する帳簿書類を作成し、5年間保存するものとする。

(汚泥等の処理)

第6条 排水槽等の清掃時に発生する汚泥、スカム等の廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)に基づき、次により行うものとする。

- 一 汚水槽及びその附帯設備の清掃時に発生する廃棄物並びに合併槽の清掃時に発生する廃棄物及びその附帯設備の清掃時に発生する廃棄物でし尿を含むものについては、一般廃棄物とし、廃掃法施行令第3条の規定によること。
 - 二 雑排水槽及びその附帯設備の清掃時に発生する廃棄物並びに合併槽の附帯設備の清掃時に発生する廃棄物でし尿を含まないものについては、産業廃棄物とし、廃掃法施行令第6条の規定によること
- 2 前項の廃棄物の処理を他人に委託する場合は、次により行うものとする。

- 一 前項第1号に定める廃棄物の処理は、廃掃法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業の許可を有する者に委託すること。
- 二 前項第2号に定める廃棄物の処理は、廃掃法第14条第1項及び第4項の規定による産業廃棄物処理業の許可を有する者に委託すること。この場合において、同法第12条第3項の規定により、同法施行令第6条の2に定める基準に従うこと。

(臭気に関する指針値)

第7条 排水槽に貯留する汚水又は雑排水を排除しようとする場合は、次に定める指針値に適合するよう努めるものとする。

- 一 排水時の公共汚水ます等の内部の空気に含まれる硫化水素が10ppm以下
- 二 排水1リットルに含まれる硫化水素が、2ミリグラム以下

(ビルピット問題連絡協議会)

第8条 都は、この要綱に基づく事務運営を円滑に行うため、ビルピット問題連絡協議会(以下「協議会」という。)を設けるものとする。協議会の運営等に関しては、別に定めるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

別表 排水槽等の点検項目（第5条関係）

	排水槽等の種類	点 檢 項 目
1	排水槽	ア 浮遊物及び沈殿物の状況 イ 壁面等の損傷、き裂及びさびの発生状況 ウ マンホールの密閉状況 エ 害虫の発生状況 オ 悪臭の有無
2	満減水警報装置	ア 作動状況 イ 電極棒の汚れの状況及び取付け状況
3	フロートスイッチ又は電極式制御装置	ア 作動状況 イ 電極棒の汚れの状況及び取付け状況
4	タイマー	作動状況
5	排水ポンプ	揚水量
6	フート弁	作動状況
7	排水管及び通気管	損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無
8	防虫網	損傷、さび、腐食及び詰まりの有無
9	阻集器	沈殿物量、浮遊物量及び詰まりの状況
10	トラップ	ア 封水深 イ 沈殿物及びスケールの量 ウ 悪臭の有無
11	ばつ氣・攪拌併設装置 又は排水用補助ポンプ	作動状況

17 環境基本法（平成5年法律第91号）

最終改正：平成30年6月13日 法律第50号

（目的）

第1条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第21条第1項第1号において同じ。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（国民の責務）

第9条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

18 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例215号）

最終改正：令和2年6月17日 条例第77号

(目的)

第1条 この条例は、他の法令と相まって、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 環境への負荷 事業活動その他の人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 二 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

三～六 省略

- 七 工場 別表第1に掲げる工場をいう。
- 八 指定作業場 別表第2に掲げる作業場等（工場に該当するものを除く。）をいう。
- 九 規制基準 事業活動その他の活動を行う者が遵守すべきばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動及び悪臭の発生に係る許容限度をいう。

十～十二 省略

- 十三 公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

(規制基準の遵守等)

第68条 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有毒ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生（汚水については、地下への浸透を含む。第74条及び第95条を除き、以下同じ。）をさせてはならない。

以下省略

19 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

最終改正：平成23年12月14日 法律第122号

（目的）

第1条 この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「特定悪臭物質」とは、アンモニア、メチルメルカプタンその他不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律において「臭気指数」とは、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であつて、環境省令で定めるところにより、人間の嗅覚でその臭気を感知することができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定されるものをいう。

（規制地域）

第3条 都道府県知事（市の区域内の地域においては、市長。次条及び第6条において同じ。）は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場（以下単に「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。）の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）として指定しなければならない。

（規制基準）

第4条 都道府県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めなければならない。

- 一 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 環境省令で定める範囲内において、大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。
- 二 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準 前号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出口の高さに応じて、特

定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

三 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第1号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出水中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、規制地域のうちにその自然的、社会的条件から判断して同項の規定による規制基準によっては生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域における悪臭原因物の排出については、同項の規定により規制基準を定めることに代えて、次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めることができる。

一～二 省略

三 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第1号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出水の臭気指数の許容限度として定めること。

(国民の責務)

第14条 何人も、住居が集合している地域においては、飲食物の調理、愛がんする動物の飼養その他その日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(水路等における悪臭の防止)

第16条 下水溝、河川、池沼、港湾その他の汚水が流入する水路又は場所を管理する者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように、その水路又は場所を適切に管理しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第17条 地方公共団体は、その区域の自然的、社会的条件に応じ、悪臭の防止のための住民の努力に対する支援、必要な情報の提供その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。

2 国は、悪臭の防止に関する啓発及び知識の普及その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

20 消防法（昭和23年法律第186号）

最終改正：平成30年6月27日 法律第67号

第10条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

- 2 別表第1に掲げる品名（第11条の4第1項において単に「品名」という。）又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。
- 3 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。
- 4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

21 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

最終改正：令和2年12月25日 総務省令第123号

第17条 防火対象物の道路の用に供される部分又は駐車の用に供される部分に設置する水噴霧消火設備の噴霧ヘッドの個数及び配置は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一～二 省略

2～3 省略

- 4 道路の用に供される部分に設ける排水設備は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。
 - 一 道路には、排水溝に向かって有効に排水できるこう配をつけること。
 - 二 道路の中央又は路端には、排水溝を設けること。
 - 三 排水溝は、長さ40メートル以内ごとに1個の集水管を設け、消火ピットに連結すること。
 - 四 消火ピットは、油分離装置付とし、火災危険の少ない場所に設けること。
 - 五 排水溝及び集水管は、加圧送水装置の最大能力の水量を有効に排水できる大きさ及び

こう配を有すること。

5 駐車の用に供される部分に設ける排水設備は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- 一 車両が駐車する場所の床面には、排水溝に向かって100分の2以上のこう配をつけること。
- 二 車両が駐車する場所には、車路に接する部分を除き、高さ10センチメートル以上の区画境界堤を設けること。
- 三 消火ピットは、油分離装置付とし、火災危険の少ない場所に設けること。
- 四 車路の中央又は両側には、排水溝を設けること。
- 五 排水溝は、長さ40メートル以内ごとに1個の集水管を設け、消火ピットに連結すること。
- 六 排水溝及び集水管は、加圧送水装置の最大能力の水量を有効に排水できる大きさ及びこう配を有すること。

6 省略

22 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

最終改正：令和元年12月13日 政令第183号

（製造所の基準）

第9条 法第10条第4項の製造所の位置、構造及び設備（消火設備、警報設備及び避難設備を除く。以下この章の第1節から第3節までにおいて同じ。）の技術上の基準は、次とおりとする。

一～十一 省略

十二 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備には、その直下の地盤面の周囲に高さ0.15メートル以上の囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる総務省令で定める措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、第四類の危険物（水に溶けないものに限る。）を取り扱う設備については、当該危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

以下省略

（給油取扱所の基準）

第17条 給油取扱所（次項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準

は、次のとおりとする。

一～四 省略

五 納入空地及び注油空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該納入空地及び注油空地以外の部分に流出しないように総務省令で定める措置を講ずること。

以下省略

23 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）

最終改正：令和2年12月23日 東京都条例112号

（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの遵守事項）

第30条 法第9条の4第1項の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危険物政令」という。）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、指定数量の5分の1未満の第四類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、この限りでない。

一～七の二 省略

八 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合は、下水、河川等に投棄することなく、その性質に応じ、焼却、中和又は希釈する等他に危害又は損害を及ぼすおそれのない安全な方法により処理すること。

以下省略

（少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準）

第31条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場所（以下「少量危険物貯蔵取扱所」という。）において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、前条に定めるもののほか、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

一～十一 省略

十二 ためます又は油分離装置にたまつた危険物は、あふれないように隨時くみ上げること

以下省略

24 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

最終改正：令和元年6月14日 法律第37号

（定義）

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 省略

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第15条の4の5第1項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5～6 省略

（国民の責務）

第2条の4 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に關し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(事業者及び地方公共団体の処理)

- 第11条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。
- 2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。
- 3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理する必要があると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

(投棄禁止)

- 第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

25 道路法（昭和27年法律第180号）

最終改正：令和3年3月31日 法律第9号

(道路の占用の許可)

- 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。
- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
六 露店、商品置場その他これらに類する施設
七 前各号に掲げるものを除くほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
二 道路の占用の期間
三 道路の占用の場所
四 工作物、物件又は施設の構造
五 工事実施の方法
六 工事の時期

七 道路の復旧方法

- 3 第1項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 第1項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものである場合においては、第2項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
- 5 道路管理者は、第1項又は第3項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

（水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例）

第36条 水道法（昭和32年法律第177号）、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）、下水道法（昭和33年法律第79号）、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定に基づき、水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法第2条第11項に規定するガス事業（同条第二項に規定するガス小売事業を除く。）の用に供するものに限る。）又は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法に基づくものにあっては同法第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあっては同法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を道路に設けようとする者は、第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の1月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

- 2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事（前項ただし書の規定による工事を含む。）のための道路の占用の許可の申請があった場合において、当該申請に係る道路の占用が第33条第1項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第32条第1項又は第3項の規定による許可を与えなければならない。

26 道路交通法（昭和35年法律第105号）

最終改正：令和2年6月12日 法律第52号

（道路の使用の許可）

第77条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に掲げる行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下この節において「所轄警察署長」という。）の許可（当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する2以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。）を受けなければならない。

- 一 道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人
- 二 道路上に石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物を設けようとする者
- 三 場所を移動しないで、道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする者
- 四 前各号に掲げるもののほか、道路において祭礼行事をし、又はロケーションをする等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為で、公安委員会が、その土地の道路又は交通の状況により、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要と認めて定めたものをしようとする者

以下省略

27 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

最終改正：平成30年6月13日 法律第46号

第50条 厚生労働大臣は、食品又は添加物の製造又は加工の過程において有毒な又は有害な物質が当該食品又は添加物に混入することを防止するための措置に関する基準を定めることができる。

2 営業者（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項に規定する食鳥処理業者を除く。）は、前項の規定により基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

第54条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であって、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参照して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第61条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第54条の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第55条第1項の許可を取り消

し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

28 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）

最終改正：令和元年10月9日 政令第123号

第35条 法第54条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

一 飲食店営業

以下省略

29 食品衛生法施行条例（平成12年東京都条例第40号）

最終改正：令和2年6月17日 東京都条例第70号

（営業施設の基準）

第3条 法第54条の規定に基づく営業施設の基準は、令第35条各号に掲げる営業(同条第2号及び第6号に掲げる営業を除く。)に共通する基準、同条各号に掲げる営業ごとの基準及び法第13条第1項の基準又は規格に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準とし、別表第2のとおりとする。ただし、営業の形態、土地の状況その他特別の事情により、知事が衛生上支障がないと認めた事項については、しんしゃくすることができる。

別表第二（第三条関係） 営業施設の基準

第一 令第35条各号に掲げる営業(同条第2号及び第6号に掲げる営業を除く。)に共通する基準

一、二 省略

三 施設の構造及び設備

イ～チ 省略

リ 排水設備は、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。

(2) 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。

(3) 配管は、十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること
以下省略

30 建設業法（昭和24年法律第100号）

最終改正：令和元年6月14日 法律第37号

（目的）

第1条 この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第1の上欄に掲げるものをいう。

2 この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

3 この法律において「建設業者」とは、第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいう。

4～5 省略

（建設業の許可）

第3条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、2以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの）を設けて営業をしようとする場合にあっては国土交通大臣の、1の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

以下省略

（建設工事の請負契約の原則）

第18条 建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

（建設工事の請負契約の内容）

第19条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に

掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
 - 二 請負代金の額
 - 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
 - 四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、
その支払の時期及び方法
- 以下省略

- 2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

(一括下請負の禁止)

- 第22条** 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。
- 2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。
 - 3 前2項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。
 - 4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

3 1 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）

最終改正：令和2年12月23日 政令第363号

（法第3条第1項ただし書の軽微な建設工事）

第1条の2 法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、1500万円）に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事とする。

3 2 行政書士法（昭和26年法律第4号）

最終改正：令和元年12月4日 法律第61号

（業務）

第1条の2 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第1条の3 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができます。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。

二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理すること。

し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

三 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

四 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

第1条の4 前2条の規定は、行政書士が他の行政書士又は行政書士法人（第13条の3に規定する行政書士法人をいう。第8条第1項において同じ。）の使用人として前2条に規定する業務に従事することを妨げない。